

参考資料集

資料編

<参考資料集>

目次

参考資料 1	災害対策本部班並びに各部事務分掌	1
参考資料 2	三木市防災会議委員構成	5
参考資料 3	三木市防災会議委員名簿	6
参考資料 4	過去の大火（特異火災）の状況	7
参考資料 5	ひょうご住まいの耐震化促進事業の内容	9
参考資料 6	急傾斜地崩壊危険区域	10
参考資料 7	土石流危険渓流	16
参考資料 8	地すべり区域	19
参考資料 9	災害関連地域防災がけ崩れ対策区域	22
参考資料 10	崩壊土砂流出危険地区	22
参考資料 11	山腹崩壊危険地区	23
参考資料 12	土砂災害危険区域内要配慮者利用施設一覧（土石流・急傾斜の崩壊）	25
参考資料 13	土砂災害危険区域内要配慮者利用施設一覧（地すべり危険区域）	25
参考資料 14	浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	26
参考資料 15	頭首工、水門等調書	27
参考資料 16	道路の状況	29
参考資料 17	橋梁の状況	29
参考資料 18	消防署、消防分署及び消防ポンプ自動車等の整備計画	30
参考資料 19	設備（消防力）及び整備計画	31
参考資料 20	特殊車両等の整備計画	32
参考資料 21	消防水利の整備計画	33
参考資料 22	水利状況	33
参考資料 23	救急用車両及び機器一覧表	34
参考資料 24	危険物貯蔵所等設置状況	35
参考資料 25	高圧ガス製造所設置状況	35
参考資料 26	通信機器・設備の整備計画	35
参考資料 27	地震防災緊急事業五箇年計画	36
参考資料 28	被害調査班編成表	38
参考資料 29	携帯電話配置先及び番号	39
参考資料 30	緊急本部員一覧	39
参考資料 31	消防部隊編成表	40

参考資料 32	消防部隊各隊の役割	41
参考資料 33	救助、救急用車輛及び機器一覧表	42
参考資料 34	救急救助対策組織総括表	43
参考資料 35	現場救護所開設基準及び業務分担表（参考）	44
参考資料 36	収容施設	44
参考資料 37	消防署配備体制	45
参考資料 38	通信統制	46
参考資料 39	木造密集地、住宅密集地、重要対象物、消防活動拠点	47
参考資料 40	異常時火災防御計画	48
参考資料 41	応援ルート	49
参考資料 42	即時応援	50
参考資料 43	兵庫県広域消防応援協力を求める地域代表消防本部ならびに代行消防本部	51
参考資料 44	広域航空消防応援	52
参考資料 45	市所有車輛一覧表	54
参考資料 46	災害救助法による救助の基準	55
参考資料 47	応急仮設住宅建設予定地	58
参考資料 48	救援物資受付場所一覧	58
参考資料 49	下水道事業における災害時支援に関するルールフロー	59
参考資料 50	農業集落排水事業における災害時支援に関するルールフロー	60
参考資料 51	被害の認定基準	61
参考資料 52	災害見舞金の支給内容（三木市）	63
参考資料 53	災害弔慰金の支給内容（三木市）	64
参考資料 54	災害障害見舞金の支給内容（三木市）	65
参考資料 55	災害援護資金の貸付内容（三木市）	66
参考資料 56	災害援護金の支給内容（兵庫県）	67
参考資料 57	死亡見舞金の支給内容（兵庫県）	67
参考資料 58	被災者生活再建支援金の支給内容	68
参考資料 59	生活福祉資金の貸付内容（兵庫県社会福祉協議会）	68
参考資料 60	兵庫県住宅再建共済制度の内容（フェニックス共済）	69

参考資料 1 災害対策本部班並びに各部事務分掌

班名 (班長)	担当部課名	事務分掌
本部室 (防災監)	(市長直轄組織) 危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び廃止に関すること (以下「に関すること。」省略) 2. 対策本部（警戒本部）の運営 3. 避難勧告等の発令 4. 配備体制 5. 関係機関との連絡調整および報告（呑吐ダム 等） 6. 現場確認班からの情報収集（全体把握） 7. 配備体制、応急対策その他の本部長命令の伝達 8. 兵庫県衛星通信ネットワークシステムの管理
企画班 (企画管理部長)	(市長直轄組織) 秘書課 (企画管理部) 総務課 企画調整課 財政課 広報広聴課 債権管理課 (各委員会事務局等) 会計室 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員・公平委員会事務局 土地開発公社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策の企画及び各部活動調整 2. 自衛隊等の派遣要請 3. 電話の受理、電話内容の記録及び本部会議への報告 4. 県・広域及びその他の防災関係機関への協力要請及び連絡調整 5. 気象情報及び災害情報の収集、伝達 6. 市民への災害広報活動 7. 市議会への連絡調整 8. 三木市ホームページ、三木安全安心ネットによる災害情報発信及びエフエム三木への情報提供活動 9. 災害視察者等の対応 10. 災害記録写真、ビデオ等の作成 11. 被災地での広報活動 12. 報道機関への情報提供、協力要請その連絡 13. 災害に関する予算措置 14. 国、県の災害関係資金 15. 庁内広報 16. 職員の出動状況の把握及び記録 17. 災害活動従事職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償費 18. 災害情報及び被害状況の記録 19. 被災者の名簿作成及び被災証明発行 20. 自衛隊及び他機関への応援職員の厚生 21. 市有財産（他の所管に属するものは除く）の被害調査と応急対策 22. 庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の応急仮設 23. 公用車の配車、災害用自動車の借上げ 24. 民間建設、輸送業者等の連絡調整 25. 災害資金の出納 26. 義援金の受付及び保管 27. 災害救助法に基づく事務 28. 部の協力その他本部長の特命事項
市民班 (市民ふれあい部長)	(市民ふれあい部) 市民協働課(公民館含む) 人権推進課 市民課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治会、自主防災組織等への協力要請及び連絡調整 2. 災害に関する各種市民相談及び要請対応 3. 救助用資機材、物資及び食料等の搬送 4. 避難所の開設（公民館）管理、運営支援 5. 避難所における避難者の把握支援 6. 家屋及び被害調査並びに被災証明発行支援 7. 災害に関する市税減免 8. 応急食糧の確保（備蓄管理を含む）及び供給

班 名	担当部課名	事 務 分 掌
		9. 被災者等に対する炊き出し 10. 災害時要援護者の援護及び相談 11. 施設の被害調査及び応急対策 12. 部の協力その他本部長の特命事項
福 祉 班 (健康福祉部長)	(健康福祉部) 福 祉 課 障害福祉課 健康増進課 医療保険課 介護保険課	1. 保険衛生施設の被害調査及び応急対策 2. 救護所の開設、運営 3. 医師会、保健所への応援要請及び連絡調整 4. 医療救助活動 5. 救急医薬品、衛生資機材の確保、支給 6. 被災地区の防疫 7. 災害時の死体処理 8. 避難所の開設及び運営 9. 避難所における避難者の把握 10. 被災者の名簿作成 11. 災害時要援護者の援護及び相談 12. 被災者に対する生活援護及び世帯更生資金等の貸与 13. 日本赤十字社との連絡調整 14. 社会福祉協議会等福祉団体への協力要請及び連絡調整 15. 福祉施設の被害調査及び応急対策 16. ボランティア登録、受入れ及び調整 17. 浴場開放等入浴サービス、仮設風呂の設置 18. 施設の入所者の保護 19. 施設の利用者の保護 20. 部の協力その他本部長の特命事項
産 業 班 (豊かなくらし部長)	(豊かなくらし部) 営 業 課 縁 結 び 課 商工観光課 農業振興課	1. 水防活動 2. 商工業者の被害調査及び応急対策 3. 応急救援物資の確保及び供給 (備蓄管理含む) 4. 救援物資の受入れ及び配布 5. 商工団体への指導、協力要請及び連絡調整 6. 中小企業の災害復旧資金の融資 7. 災害時の物価安定及び物資の買占防止 8. 農地、溜池その他農業用施設の被害調査及び応急対策 9. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査及び応急対策 10. 農業協同組合等への協力要請及び連絡調整 11. 農林業の災害復旧資金の融資 12. 観光施設の被害調査と応急対策 13. 部の協力その他本部長の特命事項
まちづくり班 (まちづくり部長)	(まちづくり部) 道路河川課 美しいまちづくり課 交通政策課 建築住宅課	1. 水防活動 2. 災害に関する情報連絡及び災害記録 3. 水防に関する情報連絡及び水防記録 4. 道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急対策 5. 道路交通不能箇所の調査 6. 公園、緑地の被害調査及び応急対策 7. 宅地等工事中の区域における公共施設の被害調査及び応急対策 8. 自衛隊及び関係機関の応援の受入れ並びに調整 (厚生関係は除く)

班 名	担当部課名	事 務 分 掌
		9. 市有建物及び市営住宅の被害調査及び応急対策 10. 河川放流ゲートの監視及び操作準備 11. 緊急輸送路及び避難路の指定並びに関係機関との連絡調整 12. 応急仮設住宅の建設及び応急処理 13. 公営住宅への入居斡旋及び情報提供 14. 被災住宅に対する災害特別融資等の情報提供 15. 建物の危険度判定 16. 家屋被害調査の技術支援 17. 公共交通の被害調査・協力要請及び連絡調整 18. 部の協力その他本部長の特命事項
環 境 班 (美しい環境部長)	(美しい環境部) 環境政策課 環 境 課	1. 災害によるし尿その他の廃棄物の収集及び処理計画 2. 仮設トイレの設置及び管理 3. 汚染物質の流出防止 4. 公費による家屋等の解体撤去 5. 災害による廃棄物の収集、処理 6. ガレキ、廃棄物の処分場の確保 7. し尿の収集、処理 8. 道路交通確保のための応急対策 9. 災害廃棄物処理に係る連絡調整 10. 部の協力その他本部長の特命事項
上下水道班 (美しい環境部長)	(美しい環境部) 水道業務課 水道工務課 下 水 道 課	1. 本部との連絡調整 2. 救援隊の受入れ 3. 応急給水 4. 水道に関する通報受付 5. 各班の連絡調整及び無線連絡 6. 水道の復旧工事に伴う広報 7. 水道の緊急出動及び復旧工事 8. 配水本管・給水管を除く水道施設の配水操作等応急対策 9. 河川放流ゲートの監視及び操作準備 10. 取水・浄水・配水施設等の被害調査 11. 公共下水道施設の被害調査及び応急対策 12. 農業集落排水施設の被害調査及び応急対策 13. マンホールトイレの設置及び管理 14. 部の協力その他本部長の特命事項
支 所 班 (市民生活課長)	(吉川支所) 市民生活課 健康福祉課 地域振興課 ※本庁からの応援職員あり	1. 本部との連絡調整及び部内の連絡調整 2. 各班活動の連絡調整 3. 各避難所の連絡調整 4. 吉川支所部の庶務 5. 電話等の受理 6. 被害状況や対応状況等のとりまとめ 7. 農業用施設の被害調査 8. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査 9. 対応できる範囲の応急措置 10. 水防活動 11. 水防に関する情報連絡 12. 道路、橋梁、河川及び公園の被害調査 13. 福祉施設の被害調査 14. 災害時要援護者の援護及び相談

班 名	担当部課名	事 務 分 掌
		15. 被災地区の防疫 16. 避難所の開設と管理、運営 17. 避難所における避難者の把握 18. 救護所の開設及び運営 19. 医療救助活動 20. 被災者の名簿作成及びり災証明 21. 応急食糧の確保及び供給 22. 被災者等に対する炊き出し 23. その他各部の協力、本部長の特命事項
教 育 班 (教育企画部長) (こども未来部長)	(教育企画部) 教育政策課 教育環境整備課 文化スポーツ振興課 図 書 館 (こども未来部) 学校教育課 (教育センター含む) 就学前教育・保育課 子育て支援課	1. 本部との連絡調整及び部内の連絡調整 2. 教育部の配備体制その他災害応急対策の総合的な企画及び調整 3. 教育施設の被害調査及び応急対策 (非常電源確保及び臨時電話の応急仮設等) 4. 災害に関する予算措置 5. 避難所(教育施設)の開設及び運営の支援 6. 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策 7. 文化財の被害状況調査及び応急対策 8. 避難所(学校等)の開設及び運営の協力 9. 応急教育実施の予定場所、方法等 10. 教科書、教材、学用品等被害状況の調査、調達及び配給 11. 園児、児童、生徒の被害状況調査及び応急対策 12. 災害時における学校(幼稚園)の防疫 13. 被害教職員の調査及び応急対策 14. その他教職員の被害 15. 部の協力その他本部長の特命事項
班 名	担当部課名	事 務 分 掌
消 防 班 (消防長)	(消防本部) 総 務 課 予 防 課 (消防署) 警防第1課 警防第2課 救急救助課 広 野 分 署 吉 川 分 署	1. 本部との連絡調整 2. 消防団に対する大綱 3. 要請、報告の受理及び処理 4. 庁内及び医療機関との連絡 5. 災害時における保安及び社会秩序 6. 災害整備 7. 情報及び資料の収集と整理 8. 記録及び集計 9. 広報 10. 危険物に関する警戒及び調査 11. 通信指令、統制 12. 警報の発令及び伝達並びに警告 13. 資機材の確保及び現場への搬送 14. 搬送自動車の借り上げ 15. 現場指揮本部との指揮命令及び連絡 16. 部隊運用 17. 住居、人の被害調査 18. 警戒区域の設定その他応急措置 19. 被災者の救出及び避難誘導 20. 消防、水防、救急 21. 災害警備及び災害拡大防止

参考資料 2 三木市防災会議委員構成

会長 三木市長

委員

機関名	職種	備考
近畿地方整備局	姫路河川国道事務所長	
近畿農政局	淀川水系土地改良調査管理事務所次長	
兵庫森林管理署	神戸森林事務所地域統括森林官	
陸上自衛隊	第8高射特科群第338高射中隊長	
兵庫県	北播磨県民局長	
兵庫県警	三木警察署長	
三木市	教育長	
〃	防災監	
〃	消防長	
西日本高速道路株式会社関西支社	神戸高速道路事務所長	
関西電力株式会社	加古川担当部長	
大阪ガス株式会社	導管事業部兵庫導管部導管計画チームマネジャー	
西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部災害対策室担当課長	
神戸電鉄株式会社	鉄道事業本部運輸部運輸課鈴蘭台駅長	
神姫バス株式会社	三木営業所長	
(社)兵庫県トラック協会	東播支部理事	
三木市医師会	会長	
三木市消防団	団長	
株式会社エフエム三木	防災チーフ	
三木市区長協議会連合会	会長	
三木市連合民生委員児童委員協議会	会長	
三木市女性団体連絡協議会	会長	
三木市社会福祉協議会	ディサービスセンター女性職員	
三木市男女共同参画センター	女性問題相談員	
人と防災未来センター	研究員	
三木市連合PTA	理事(女性役員)	
女性委員		
女性委員		
公募委員(女性)		
公募委員(女性)		

参考資料 3 三木市防災会議委員名簿

役職	機関の名称	職氏名		電話
		役職	氏名	
会長	三木市	市長	藪本吉秀	0794-82-2000

1. 条例第3条第5項第1号（指定地方行政機関の職員）

委員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所長	朝田将	079-282-8508
〃	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	次長	井手原克澄	0794-87-3321
〃	兵庫森林管理署神戸森林事務所	地域統括森林官	高見尚志	078-511-4742

2. 条例第3条第5項第2号（兵庫県知事部内の職員）

委員	兵庫県北播磨県民局	局長	貝塚史利	0795-42-9309
----	-----------	----	------	--------------

3. 条例第3条第5項第3号（兵庫県警察の職員）

委員	三木警察署	署長	佐々木哲雄	0794-82-0110
----	-------	----	-------	--------------

4. 条例第3条第5項第4号（市長部内の職員）

委員	三木市	防災監	富田誠	0794-82-2000
----	-----	-----	-----	--------------

5. 条例第3条第5項第5号（市教育長）

委員	三木市教育委員会	教育長	松本明紀	0794-82-2000
----	----------	-----	------	--------------

6. 条例第3条第5項第6号（消防機関の長）

委員	三木市消防本部	消防長	藤原秀行	0794-82-0119
〃	三木市消防団	団長	中西君一	0794-82-0119

7. 条例第3条第5項第7号（指定公共機関及び指定地方公共機関の職員）

委員	西日本高速道路(株)関西支社神戸高速道路事務所	所長	藤島勝利	078-904-4092
〃	関西電力(株)姫路支社	加古川担当部長	岡本学	079-421-8296
〃	大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部導管計画チーム	マネジャー	打田孝良	078-303-7725
〃	西日本電信電話(株)兵庫支店設備部災害対策室	担当課長	池田雅広	078-393-9440
〃	神戸電鉄(株)鉄道事業本部運輸部運輸課	鈴開台駅長	首藤辰八	078-591-0064
〃	神姫バス(株)三木営業所	所長	畑岡孝弘	0794-82-3126
〃	(社)兵庫県トラック協会東播支部	理事	寺本重美	0794-85-3231
〃	三木市医師会	会長	黒田昭	0794-86-0012

8. 条例第3条第5項第8号（自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者）

委員	三木市区長協議会連合会	会長	小山内政子	
〃	人と防災未来センター	研究員	松川杏寧	078-262-5095

9. 条例第3条第5項第9号（その他市長が必要と認める者）

委員	陸上自衛隊第8高射特科群第338高射中隊	中隊長	長南真樹	0794-66-7301
〃	株式会社エフエム三木	防災チーム	居戸洋忠	0794-86-0761
〃	三木市連合民生委員児童委員協議会	会長	大前政博	
〃	三木市女性団体連絡協議会	会長	八木和子	
〃	三木市社会福祉協議会 地域福祉センター細川	センター長	出雲邦子	0794-82-4043
〃	三木市男女共同参画センター	女性問題相談員	正井禮子	
〃	三木市連合PTA	役員	西本恵理子	
〃	女性委員		中井さとみ	
〃	女性委員		榎本敬子	
〃	女性委員		倉田優子	
〃	女性委員		竹田幸代	

参考資料 4 過去の大火（特異火災）の状況

(建物)

年月日	覚知時刻	場所	火元名称 実態	原因	焼損 棟数	り災 世帯	気象状況	備考
昭和7年 7月21日	午前1時	三木市志染町戸田	物置	不明	24	8	異常乾燥	
昭和8年 1月11日	午前6時	三木市久留美門前	納屋	かまどの不始末	8	4	北西の強風	
昭和41年 9月13日	午前2時 10分	三木市細川町豊地	小学校 教育施設	不明	2	—	くもり	
昭和42年 11月16日	午前6時 8分	三木市加佐川の上	工場 造場 入口	アセチレンボンベの爆発	1	—	はれ	
昭和48年 8月11日	午前0時 30分	三木市緑が丘町東 3丁目	居間	不明	1	1	はれ	焼死 4名
昭和52年 1月13日	午後11時 10分	三木市別所町 高木	物置	煙突	3	1	異常波浪 異常乾燥	焼死 2名
昭和54年 9月6日	午前1時 00分	三木市加佐	居間	不明	1	1	はれ	焼死 4名
平成12年 3月6日	午後8時 35分	三木市志染町 三津田	工場	不明	1	—	はれ	
平成24年 3月28日	午後7時 52分	三木市福井1丁目	住居	不明	5	3	くもり	焼死 1名
平成28年 2月11日	午前6時 47分	三木市本町3丁目	住居	石油ストーブ	3	2	乾燥	焼死 1名

(林野)

年月日	覚知時刻	場所	火元名称実態	原因	焼失面積	気象状況
昭和25年 4月16日	正午	三木市志染町大谷	山林	炭焼き 不始末	45ha	北西の強風
昭和52年 3月12日	午後1時 40分	三木市志染町四合 谷字長尾	林野	塵の 焼き火	30ha	西の強風 異常乾燥 注意報

(その他)

年月日	覚知時刻	場所	火元名称実態	原因	焼失物	気象状況
昭和 59 年 5 月 8 日	午後 9 時 6 分	三木市別所町 下石野	物 置 場	不 明	古 タ イ ヤ 約 2 万 本	異 常 乾 燥
平成 5 年 11 月 15 日	午後 2 時 32 分	三木市吉川町金会 中国道上り 41K P	車両火災 (タン クローリー)	排 気 管	セミトレーラ ー型タンクロー リー (容量 2 0 K P)	晴 れ
平成 10 年 9 月 6 日	午後 1 時 20 分	三木市別所町興治	廃 車 置 場	放 火 の 疑 い	廃車約 250 台	く も り
平成 18 年 2 月 18 日	午前 4 時 52 分	三木市吉川町吉安 中国道上り 42.8K P	大型貨物自動車	ブレーキ (ライニ ング)	大型貨物自動 車及び劇薬物 (モノクロル 酢酸) 負傷者 5 名 (化学熱症)	晴 れ
平成 18 年 12 月 13 日	午後 11 時 21 分 (14 日 7 時 40 分 鎮火)	三木市別所町興治	資 材 置 場	不 明	化学製品スク ラップ 200 t	曇 り

参考資料 5 ひょうご住まいの耐震化促進事業の内容

※平成 28 年度までは、県主体事業、平成 29 年度より市主体事業へ移行予定

補助事業名		ひょうご住まいの耐震化促進事業（県直接補助事業・住宅耐震化補助）	
補助事業の目的		耐震診断・耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を行う者に対し、県が必要な補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進することを目的とする。	
補助事業の対象となる者	住宅耐震改修計画策定費補助	住宅耐震改修工事費補助	
	次に掲げる要件をすべて満たす者。 1 兵庫県内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者。 (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの (2) 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの (3) 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者。	次に掲げる要件をすべて満たす県民（個人）。 1 兵庫県内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（「屋根軽量化工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（部分改修型工事）」の補助金をうけたものを除く）を所有する者。 (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの (3) 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの 2 所得が 12,000 千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 14,421,053 円）以下の者。 3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者。	
補助事業の対象となる経費		補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（但し戸建住宅においては総額 50 万円以上のものに限る）。	
補助率		2/3 以内	
補助金の額	戸建住宅	300,000 円と実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用のいずれか低い額に補助率を乗じた額。（千円未満の端数切捨て） ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、33,000 円を限度とする。	補助事業の対象となる経費が 50 万円以上 100 万円未満の場合は 30 万円、100 万円以上 200 万円未満の場合は 50 万円、200 万円以上 300 万円未満の場合は 80 万円、300 万円以上の場合には 100 万円とする。 ただし、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。
	共同住宅	180,000 円に補助事業の対象となる者が所有する戸数を乗じた額と実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が負担すべき額に限る。）のいずれか低い額に補助率を乗じた額。（千円未満の端数切捨て） ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、40,000 円/戸を限度とする。	800,000 円に補助事業の対象となる者が所有する戸数を乗じた額と実際の耐震改修工事に要する費用（補助事業の対象となる者が負担すべき額に限る。）のいずれか低い額に補助率を乗じた額。（千円未満の端数切捨て）
適用除外する条項		—	
その他の事項		1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることが確認できること。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。	
		1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。	

参考資料 6 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
	字名			
上の丸	本町 2 丁目	0.50	昭和 45 年 6 月 19 日	県告第 778 号

急傾斜地崩壊危険箇所 I (人家 5 戸以上か、5 戸未満であっても公共施設がある箇所)

斜面	箇所 番号	箇所名	位置			地形		
			都市名	区町名	大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	三木-I-1	大二谷	三木市	細川町	瑞穂大二谷	33	225	16
自然	三木-I-4	前	〃	志染町	三津田前	60	210	10
自然	三木-I-5	原坂	〃	細川町	中里原坂	66	100	26
自然	三木-I-6	上芝原	〃	〃	垂穂上芝原	35	140	40
自然	三木-I-8	前坂	〃	〃	垂穂前坂	40	210	33
自然	三木-I-9	緑ヶ丘	〃	緑が丘町	本町 1 丁目	35	110	13
自然	三木-I-10	西 (1)	〃	〃	西 1 丁目	40	570	15
自然	三木-I-11	東自由ヶ丘	〃	志染町	東自由が丘 1 丁目	33	75	12
自然	三木-I-12	脇川	〃	細川町	脇川山口	50	310	12
自然	三木-I-13	与呂木	〃	〃	与呂木	45	110	16
自然	三木-I-14	本町 (5)	〃	〃	自由が丘本町 1 丁目	40	110	21
自然	三木-I-15	小林	〃	別所町	小林	35	160	20
自然	三木-I-16	上の丸 (1)	〃	〃	上の丸町	46	160	15
自然	三木-I-17	上の丸 (2)	〃	〃	〃	50	60	16
自然	三木-I-18	本町 2 丁目	〃	〃	本町 2 丁目	45	120	12
自然	三木-I-19	本町 (1)	〃	〃	〃	42	100	14
自然	三木-I-21	本町 (3)	〃	〃	本町 3 丁目	35	240	16
自然	三木-I-22	本町 (4)	〃	〃	〃	60	190	23
自然	三木-I-23	福井 (1)	〃	〃	福井	33	140	32
自然	三木-I-24	福井 (2)	〃	〃	〃	60	170	28
自然	三木-I-25	大村	〃	〃	本町大村谷後	32	120	20
自然	三木-I-26	正法寺	〃	別所町	正法寺	35	325	75
自然	三木-I-27	下石野 (1)	〃	〃	下石野	33	210	24
自然	三木-I-28	下石野 (2)	〃	〃	下石野	38	90	10
自然	三木-I-29	福井 (3)	〃	〃	福井	30	50	20
人工	三木-I-人 1	東自由ヶ丘	〃	志染町	東自由が丘 1 丁目	65	80	15
人工	三木-I-人 3	小林	〃	別所町	小林	40	75	10
人工	三木-I-人 4	朝日ヶ丘	〃	〃	朝日ヶ丘	70	150	11
自然	吉川-I-1	市野瀬 (1)	平成 2 2 年度 県の調査結果により対象外					

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			都市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	三木-Ⅱ-1	萩谷	三木市	細川町	中里萩谷	60	160	16
自然	三木-Ⅱ-2	十力	〃	志染町	戸田十力	60	100	28
自然	三木-Ⅱ-3	中ノ庄	〃	口吉川町	蓮花寺中ノ庄	35	120	40
自然	三木-Ⅱ-4	本町(2)	〃		本町2丁目	45	50	10
自然	三木-Ⅱ-5	椎B	〃	口吉川町	槇	55	45	12
自然	三木-Ⅱ-6	〃 A	〃	〃	槇	65	40	8
自然	三木-Ⅱ-7	大島B	〃	〃	大島	50	370	30
自然	三木-Ⅱ-8	〃 A	〃	〃	〃	60	60	24
自然	三木-Ⅱ-9	蓮花寺A	〃	〃	蓮花寺	30	35	25
自然	三木-Ⅱ-10	〃 B	〃	〃	〃	33	85	16
自然	三木-Ⅱ-11	〃 C	〃	〃	〃	45	60	16
自然	三木-Ⅱ-12	〃 D	〃	〃	〃	35	95	26
自然	三木-Ⅱ-13	〃 E	〃	〃	〃	35	65	14
自然	三木-Ⅱ-14	桃坂	〃	〃	桃坂	30	100	22
自然	三木-Ⅱ-15	金星	〃	細川町	金屋	30	65	22
自然	三木-Ⅱ-16	桃津	〃	〃	桃津	30	30	10
自然	三木-Ⅱ-17	脇川 A	平成22年度 県の調査結果により対象外					
自然	三木-Ⅱ-18	脇川 B	三木市	細川町	脇川	60	50	16
自然	三木-Ⅱ-19	和田	〃	別所町	和田	40	60	20
自然	三木-Ⅱ-20	石野	〃	〃	石野	40	120	8
自然	三木-Ⅱ-21	大二谷A	〃	細川町	瑞穂大二谷	60	50	24
自然	三木-Ⅱ-22	〃 B	〃	〃	〃	45	35	10
自然	三木-Ⅱ-23	入野	〃	〃	瑞穂入野	60	75	20
自然	三木-Ⅱ-24	瑞穂	〃	〃	瑞穂	46	80	15
自然	三木-Ⅱ-25	萩谷B	〃	〃	中里萩谷	43	65	16
自然	三木-Ⅱ-26	原坂A	〃	〃	〃 原坂	32	40	22
自然	三木-Ⅱ-27	〃 B	〃	〃	〃	37	60	20
自然	三木-Ⅱ-28	〃 C	〃	〃	〃	35	30	15
自然	三木-Ⅱ-29	鍛冶	〃	〃	鍛冶	45	25	14
自然	三木-Ⅱ-30	上芝原	〃	〃	〃 上芝原	32	50	26
自然	三木-Ⅱ-31	谷口	〃	〃	〃 〃	47	110	14
自然	三木-Ⅱ-32	増田A	〃	〃	増田	47	70	20
自然	三木-Ⅱ-33	〃 B	〃	〃	〃	30	35	26
自然	三木-Ⅱ-34	与呂本A	〃	〃	与呂木	44	90	10
自然	三木-Ⅱ-35	〃 B	〃	〃	〃	50	30	22

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			都市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	三木-Ⅱ-36	安福田	三木市	志染町	安福田	46	60	20
自然	三木-Ⅱ-37	井上A	〃	〃	井上	35	55	22
自然	三木-Ⅱ-38	〃 B	〃	〃	〃	39	55	32
自然	三木-Ⅱ-39	御坂A	〃	〃	御坂	40	55	12
自然	三木-Ⅱ-40	御坂B	〃	〃	御坂	56	90	15
自然	三木-Ⅱ-41	戸田C	〃	〃	戸田	60	240	50
自然	三木-Ⅱ-42	〃 A	〃	〃	〃	35	70	35
自然	三木-Ⅱ-43	〃 B	〃	〃	〃	35	140	55
自然	三木-Ⅱ-44	三津田A	〃	〃	三津田	36	60	35
自然	三木-Ⅱ-45	〃 B	〃	〃	〃	67	80	16
自然	三木-Ⅱ-46	〃 C	〃	〃	〃	35	170	24
自然	三木-Ⅱ-47	〃 D	〃	〃	〃	44	105	20
自然	三木-Ⅱ-48	〃 E	〃	〃	〃	37	110	12
自然	三木-Ⅱ-49	〃 F	〃	〃	〃	35	35	48
自然	三木-Ⅱ-50	細目B	〃	〃	細目	40	80	26
自然	三木-Ⅱ-51	〃 A	〃	〃	〃	35	70	24
自然	三木-Ⅱ-52	自由が丘A	平成22年度 県の調査結果により対象外					
自然	三木-Ⅱ-53	〃 B	三木市	〃	自由が丘本町2丁目	31	55	12
自然	三木-Ⅱ-54	東自由が丘	〃	〃	東自由が丘3丁目	32	50	20
自然	三木-Ⅱ-55	中自由が丘	平成22年度 県の調査結果により対象外					
自然	三木-Ⅱ-56	戸田D	三木市	志染町	戸田	45	120	45
自然	吉川-Ⅱ-1	渡瀬A	〃	吉川町	渡瀬	35	90	22
自然	吉川-Ⅱ-2	富岡A	〃	〃	富岡	34	100	20
自然	吉川-Ⅱ-3	〃 B	〃	〃	〃	35	60	23
自然	吉川-Ⅱ-4	新田	〃	〃	新田	35	45	27
自然	吉川-Ⅱ-5	富岡C	〃	〃	富岡	40	60	22
自然	吉川-Ⅱ-6	〃 D	〃	〃	〃	30	95	15
自然	吉川-Ⅱ-7	福井	〃	〃	福井	35	60	48
自然	吉川-Ⅱ-8	畑枝	〃	〃	畑枝	46	150	16
自然	吉川-Ⅱ-9	上荒川A	〃	〃	上荒川	35	45	20
自然	吉川-Ⅱ-10	上荒川B	平成22年度 県の調査結果により対象外					
自然	吉川-Ⅱ-11	上荒川C	平成22年度 県の調査結果により対象外					
自然	吉川-Ⅱ-12	〃 D	三木市	吉川町	上荒川	30	22	110
自然	吉川-Ⅱ-13	〃 E	〃	〃	〃	40	45	12

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			都市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	吉川-Ⅱ-14	古川A	三木市	吉川町	古川	60	60	10
自然	吉川-Ⅱ-15	〃 B	〃	〃	〃	50	80	40
自然	吉川-Ⅱ-16	〃 C	〃	〃	〃	37	110	13
自然	吉川-Ⅱ-17	上中	〃	〃	上中	40	70	20
自然	吉川-Ⅱ-18	古川D	〃	〃	古川	47	70	15
自然	吉川-Ⅱ-19	〃 E	〃	〃	〃	75	85	10
自然	吉川-Ⅱ-20	実楽B	〃	〃	実楽	39	90	32
自然	吉川-Ⅱ-21	〃 A	〃	〃	実楽長谷	31	90	25
自然	吉川-Ⅱ-22	古市	〃	〃	古市黒石	33	50	22
自然	吉川-Ⅱ-23	福吉	〃	〃	福吉	35	40	10
自然	吉川-Ⅱ-24	金会	平成22年度 県の調査結果により対象外					
自然	吉川-Ⅱ-25	東田A	三木市	吉川町	東田	42	145	24
自然	吉川-Ⅱ-26	楠原A	〃	〃	楠原	45	70	14
自然	吉川-Ⅱ-27	東田B	〃	〃	東田	35	35	11
自然	吉川-Ⅱ-28	〃 C	〃	〃	〃	50	60	17
自然	吉川-Ⅱ-29	〃 D	〃	〃	〃	40	65	12
自然	吉川-Ⅱ-30	〃 E	〃	〃	〃	45	270	38
自然	吉川-Ⅱ-31	市野瀬A	〃	〃	市野瀬	50	85	24
自然	吉川-Ⅱ-32	毘沙門C	〃	〃	毘沙門	40	85	15
自然	吉川-Ⅱ-33	市野瀬B	〃	〃	市野瀬	35	75	12
自然	吉川-Ⅱ-34	楠原B	〃	〃	楠原	42	75	22
自然	吉川-Ⅱ-35	毘沙門A	〃	〃	毘沙門	40	30	7
自然	吉川-Ⅱ-36	〃 B	〃	〃	〃	35	70	14
自然	吉川-Ⅱ-37	〃 D	〃	〃	〃	40	50	16
自然	吉川-Ⅱ-38	箕畑	〃	〃	米田	30	150	32
自然	吉川-Ⅱ-39	米田A	〃	〃	〃	70	110	27
自然	吉川-Ⅱ-40	〃 B	〃	〃	〃	32	35	14
自然	吉川-Ⅱ-41	楠原C	〃	〃	楠原	35	160	24
自然	吉川-Ⅱ-42	箱木A	〃	〃	米田箱木	45	65	14
自然	吉川-Ⅱ-43	〃 B	〃	〃	〃	40	100	14
自然	吉川-Ⅱ-44	〃 C	〃	〃	米田	37	70	28
自然	吉川-Ⅱ-45	〃 D	〃	〃	米田箱木	60	85	19
自然	吉川-Ⅱ-46	大沢	〃	〃	大沢	45	100	20
自然	吉川-Ⅱ-47	吉安上A	〃	〃	吉安上	40	70	10

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			都市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	吉川-Ⅱ-48	吉安上B	三木市	吉川町	吉安上	50	130	20
自然	吉川-Ⅱ-49	大畑	〃	〃	大畑	42	90	90
自然	吉川-Ⅱ-50	西奥A	〃	〃	西奥	35	60	15
自然	吉川-Ⅱ-51	〃 B	〃	〃	〃	32	50	12
自然	吉川-Ⅱ-52	〃 C	〃	〃	〃	42	55	21
自然	吉川-Ⅱ-53	〃 D	〃	〃	〃	45	35	15
自然	吉川-Ⅱ-54	〃 E	〃	〃	〃	45	65	33
自然	吉川-Ⅱ-55	〃 F	〃	〃	〃	40	35	8
自然	吉川-Ⅱ-56	法光寺	〃	〃	法光寺	50	55	5
自然	吉川-Ⅱ-57	渡瀬B	〃	〃	渡瀬	55	30	12
自然	吉川-Ⅱ-58	湯谷A	〃	〃	湯谷	32	70	18
自然	吉川-Ⅱ-59	〃 B	〃	〃	〃	70	50	15
自然	吉川-Ⅱ-60	奥谷A	〃	〃	奥谷	45	75	24
自然	吉川-Ⅱ-61	〃 B	〃	〃	〃	40	95	30
自然	吉川-Ⅱ-62	〃 C	〃	〃	〃	60	70	18
自然	吉川-Ⅱ-63	〃 D	〃	〃	〃	40	50	16
自然	吉川-Ⅱ-64	〃 E	〃	〃	〃	35	40	14
自然	吉川-Ⅱ-65	四ツ辻	平成22年度 県の調査結果により対象外					
自然	吉川-Ⅱ-66	北水上B	三木市	吉川町	北水上	43	50	17
自然	吉川-Ⅱ-67	〃 C	三木市	吉川町	北水上	60	350	30
自然	吉川-Ⅱ-68	〃 A	〃	〃	〃	34	50	30
自然	吉川-Ⅱ-69	南水上A	〃	〃	南水上	70	50	14
自然	吉川-Ⅱ-70	〃 B	〃	〃	〃	32	35	16
自然	吉川-Ⅱ-71	〃 C	〃	〃	〃	40	65	37
自然	吉川-Ⅱ-72	奈良井	〃	〃	南豊岡奈良井	68	175	20
自然	吉川-Ⅱ-73	南豊岡	〃	〃	南豊岡	40	55	20
人工	吉川-Ⅱ-人1	市野瀬	〃	〃	市野瀬	39	140	18
人工	吉川-Ⅱ-人2	西奥A	〃	〃	西奥	35	30	9
人工	吉川-Ⅱ-人3	西奥B	平成22年度 県の調査結果により対象外					
人工	吉川-Ⅱ-人4	湯谷A	〃	〃	湯谷	32	50	24
人工	吉川-Ⅱ-人5	〃 C	〃	〃	〃	40	35	8
人工	吉川-Ⅱ-人6	〃 B	〃	〃	〃	35	60	9
人工	吉川-Ⅱ-人7	〃 D	〃	〃	〃	30	120	26

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			都市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	三木-Ⅲ-1	蓮花寺	三木市	口吉川町	蓮花寺	30	210	50
自然	三木-Ⅲ-2	安福田(1)	〃	志染町	安福田	39	204	24
自然	三木-Ⅲ-3	安福田(2)	〃	〃	〃	30	97	30
自然	三木-Ⅲ-4	戸田	平成22年度 県の調査結果によりⅡ-56に統合					
自然	三木-Ⅲ-5	三津田	三木市	志染町	三津田	36	62	30
自然	三木-Ⅲ-6	四合谷	〃	〃	四合谷	30	165	20
自然	吉川-Ⅲ-1	福井	〃	吉川町	福井	30	180	20
自然	吉川-Ⅲ-2	古川	〃	〃	古川	34	48	20
自然	吉川-Ⅲ-3	吉安上	〃	〃	吉安上	30	113	18
自然	吉川-Ⅲ-4	宮脇	〃	〃	稲田宮脇	30	300	28
自然	吉川-Ⅲ-5	箱木(1)	〃	〃	米田箱木	35	320	52
自然	吉川-Ⅲ-6	箱木(2)	〃	〃	〃	30	135	38
自然	吉川-Ⅲ-7	奥畑	〃	〃	奥畑	30	255	24
自然	吉川-Ⅲ-8	奥谷(1)	〃	〃	奥谷	31	120	32
自然	吉川-Ⅲ-9	奥谷(2)	〃	〃	〃	31	95	46
自然	吉川-Ⅲ-10	奥谷(3)	〃	〃	〃	34	200	16
自然	吉川-Ⅲ-11	北水上(1)	〃	〃	北水上	32	110	28
自然	吉川-Ⅲ-12	北水上(2)	〃	〃	〃	30	130	20
自然	吉川-Ⅲ-13	南水上	〃	〃	南水上	31	180	56

参考資料 7 土石流危険溪流

土石流危険溪流 I

溪流番号	河川名	溪流所在地 (字名)	溪流概要		
			溪流長 (m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配 (度)
加-三木- I -1	金剛寺谷川	大村	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-三木- I -2	〃	〃	510	6	6
加-三木- I -3	〃	〃	560	8	5
加-三木- I -4	〃	平田	220	2	8
加-三木- I -5	〃	〃	220	2	13
加-三木- I -6	美囊川	加佐	170	2	10
加-三木- I -7	〃	〃	120	2	10
加-三木- I -8	〃	細川町金屋	510	19	6
加-三木- I -9	〃	口吉川町桃坂	640	25	4
加-三木- I -10	〃	口吉川町殿畑	110	2	10
加-三木- I -11	〃	〃	240	2	8
加-三木- I -12	小川川	細川町中里	460	9	4
加-三木- I -13	〃	〃	160	1	11
加-三木- I -11	〃	細川町垂穂	200	2	9
加-三木- I -15	美囊川	細川町細川中	270	7	6
加-三木- I -16	〃	〃	290	13	6
加-三木- I -17	〃	〃	320	5	7
加-三木- I -18	志染川	志染町志染中	350	7	4
加-三木- I -19	〃	志染町井上	210	3	6
加-三木- I -20	大谷川	志染町大谷	120	1	10
加-三木- I -21	〃	〃	320	3	7
加-三木- I -22	山田川	志染町三津田	100	2	6
加-三木- I -23	志染川	宿原	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-三木- I -24	〃	〃	290	8	4
加-三木- I -25	八幡谷川	福井3丁目	390	7	4
加-三木- I -26	〃	〃	270	5	7
加-三木- I -27	長治川	別所町東這田	270	5	6
加-三木- I -28	花尻川	別所町花尻	180	2	6
加-吉川- I -1	北谷川	吉川町古市	180	3	10
加-吉川- I -2	〃	〃 実楽	240	3	8
加-吉川- I -3	〃	〃 古川	210	3	7
加-吉川- I -4	吉川川	〃 楠原	250	7	7

土石流危険溪流Ⅱ

溪流番号	河川名	溪流所在地 (字名)	溪流概要		
			溪流長(m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
加-三木-Ⅱ-1	西谷川	口吉川町大島	520	7	8
加-三木-Ⅱ-2	美囊川	口吉川町南畑	200	2	8
加-三木-Ⅱ-3	〃	〃	270	5	6
加-三木-Ⅱ-4	〃	口吉川町蓮花寺	430	9	5
加-三木-Ⅱ-5	〃	〃	320	5	6
加-三木-Ⅱ-6	小川川	細川町垂穂	520	23	5
加-三木-Ⅱ-7	榎山川	細川町増田	150	3	8
加-三木-Ⅱ-8	志染川	志染町安福田	150	2	11
加-三木-Ⅱ-9	〃	〃	190	3	9
加-三木-Ⅱ-10	〃	〃	330	3	10
加-三木-Ⅱ-11	大谷川	志染町大谷	200	2	10
加-三木-Ⅱ-12	〃	〃	250	3	8
加-三木-Ⅱ-13	淡河川	志染町戸田	610	13	5
加-三木-Ⅱ-11	〃	〃	460	5	6
加-三木-Ⅱ-15	〃	〃	880	37	5
加-三木-Ⅱ-16	〃	〃	410	8	10
加-三木-Ⅱ-17	〃	〃	270	5	3
加-三木-Ⅱ-18	志染川	志染町御坂	680	7	5
加-三木-Ⅱ-19	八幡谷川	福井3丁目	80	1	14
加-吉川-Ⅱ-1	美囊川	吉川町上松	350	7	6
加-吉川-Ⅱ-2	北谷川	〃 古市	340	8	7
加-吉川-Ⅱ-3	富岡川	〃 富岡	230	3	6
加-吉川-Ⅱ-4	〃	〃 富岡	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-5	〃	〃 富岡	220	4	5
加-吉川-Ⅱ-6	〃	〃 新田	130	1	6
加-吉川-Ⅱ-7	〃	〃 新田	240	4	5
加-吉川-Ⅱ-8	北谷川	〃 上荒川	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-9	〃	〃 上荒川	90	1	13
加-吉川-Ⅱ-10	〃	〃 古川	360	6	9
加-吉川-Ⅱ-11	〃	〃 古川	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-12	〃	〃 古川	170	1	10
加-吉川-Ⅱ-13	吉安川	〃 吉安上	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-14		〃 吉安上	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-15	〃	〃 吉安上	110	1	10
加-吉川-Ⅱ-16	〃	〃 吉安上	平成22年度における県の調査結果により対象外		

溪流 番号	河川名	溪流所在地 (字名)	溪流概要		
			溪流長(m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
加-吉川-Ⅱ-17	美囊川	〃 毘沙門	930	27	3
加-吉川-Ⅱ-18	吉川川	〃 東田	360	5	6
加-吉川-Ⅱ-19	〃	〃 南豊岡	120	2	9
加-吉川-Ⅱ-20	〃	〃 南豊岡	160	2	7
加-吉川-Ⅱ-21	〃	〃 南豊岡	180	3	6
加-吉川-Ⅱ-22	〃	〃 南水上	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-23	〃	〃 南水上	180	6	10
加-吉川-Ⅱ-24	〃	〃 南水上	410	24	8
加-吉川-Ⅱ-25	〃	〃 北水上	300	7	9
加-吉川-Ⅱ-26	〃	〃 北水上	160	3	11
加-吉川-Ⅱ-27	奥谷川	〃 奥谷	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-28	米田川	〃 米田	270	6	4
加-吉川-Ⅱ-29	西億川	〃 西奥	平成22年度における県の調査結果により対象外		
加-吉川-Ⅱ-30	〃	〃 西奥	370	9	6
加-吉川-Ⅱ-31	湯谷川	〃 湯谷	310	5	7

参考資料 8 地すべり区域

地すべり危険箇所

国土交通省所管

整理 番号	箇所名	河川名			町	大字	面積 (ha)	地すべり防止 区域の指定
		水系名	幹川名	溪流名				
215-1	戸田	加古川	志染川	-	志染町	戸田	23.8	
215-2	瑞穂	〃	美囊川	入野川	細川町	瑞穂	10.0	
215-3	吉祥寺	〃	〃	-	口吉川町	吉祥寺	7.8	S48.2.27
215-4	笹原	〃	〃	-	〃	笹原	12.1	
215-5	東中	〃	〃	-	〃	東中	16.9	
215-6	馬場	〃	〃	-	〃	馬場	11.2	
215-7	蓮花寺	〃	〃	-	〃	蓮花寺	17.4	
215-8	脇川	〃	〃	脇川	細川町	脇川	39.7	
215-9	細目	〃	〃	細目川	志染町	細目	18.8	
321-1	豊岡	〃	〃	吉川川	吉川町	豊岡	6.21	S41.10.25
321-2	稲田	〃	〃	〃	〃	稲田	5.1	S37.10.9
321-3	大沢南	〃	〃	-	〃	米田	16.5	
321-4	西奥	〃	〃	-	〃	西奥	7.8	
321-5	ニツ子町 (2)	〃	〃	湯谷川	〃	ニツ子町	7.75	
321-6	ニツ子町	〃	〃	〃	〃	〃	6.0	
321-7	前田	〃	〃	北谷川	〃	前田	22.0	
321-8	古川	〃	〃	〃	〃	古川	11.3	

地すべり危険地区

地区番号	地区名	位置				面積 (ha)	地すべり防止 区域の指定
		市・郡	区・町	大字	字		
215-地-1	桃坂	三木市	口吉川町	桃坂	西本森	4.0	
215-地-2	蓮花寺	〃	口吉川町	蓮花寺	後谷	8.0	
215-地-3	保木古池	〃	口吉川町	保木	古池	18.6	
215-地-4	戸田	〃	志染町	戸田	後谷	5.0	
215-地-5	三津田	〃	志染町	三津田	宇山	18.0	
321-地-1	上松	〃	吉川町	上松	奥ヶ谷	2.2	
321-地-2	上荒川	〃	吉川町	上荒川	栗ヶ谷	10.0	

区域名	所在地	面積(ha)	告示年月日	地すべりの種類	告示番号
	字名				
三津田	志染町三津田	18.60	昭和 63 年 3 月 22 日	第3 紀層地すべり	311 号
小二谷	細川町瑞穂	24.16	昭和 63 年 3 月 22 日 平成 4 年 8 月 26 日 平成 6 年 11 月 9 日	第3 紀層地すべり	313 号 938 号 1530 号
下南	細川町中里	30.2	平成元年 2 月 28 日 平成 4 年 8 月 26 日 平成 8 年 12 月 2 日	第3 紀層地すべり	236 号 939 号 1868 号
下南第 2	細川町中里	8.77	平成 3 年 5 月 10 日	第3 紀層地すべり	567 号
中里	細川町中里	10.70	平成 3 年 5 月 10 日	第3 紀層地すべり	569 号
蓮花寺	口吉川蓮花寺	17.00	平成 3 年 5 月 10 日	第3 紀層地すべり	568 号
榎	口吉川榎	10.45	平成 4 年 8 月 26 日	第3 紀層地すべり	926 号
上南	細川町瑞穂	20.51	平成 4 年 8 月 26 日	第3 紀層地すべり	927 号
上南第 2	細川町瑞穂	16.22	平成 4 年 8 月 26 日 平成 6 年 11 月 9 日	第3 紀層地すべり	928 号 1531 号
上芝原	細川町垂穂	13.52	平成 4 年 8 月 26 日	第3 紀層地すべり	929 号
下芝原	細川町垂穂	14.01	平成 4 年 8 月 26 日	第3 紀層地すべり	930 号
谷口	細川町垂穂	17.37	平成 4 年 8 月 26 日	第3 紀層地すべり	931 号
善祥寺	口吉川町善祥寺	14.02	平成 5 年 7 月 15 日	第3 紀層地すべり	792 号
殿畑	口吉川町殿畑	30.01	平成 6 年 11 月 9 日 平成 8 年 12 月 2 日	第3 紀層地すべり	1518 号 1867 号
原坂	細川町中里	21.28	平成 6 年 11 月 9 日	第3 紀層地すべり	1519 号
原坂第 2	細川町垂穂・中里	20.31	平成 6 年 11 月 9 日	第3 紀層地すべり	1520 号
東中	口吉川町東中	18.86	平成 12 年 8 月 9 日	第3 紀層地すべり	1099 号
金会	吉川町金会	35.50	昭和 35 年 4 月 11 日	—	330 号
毘沙門	吉川町毘沙門	29.10 12.00 9.50 4.70 2.43	昭和 35 年 4 月 11 日 昭和 47 年 3 月 22 日 昭和 56 年 2 月 18 日 昭和 60 年 3 月 23 日 平成 3 年 5 月 10 日	—	333 号 431 号 225 号 435 号 590 号
市野瀬	吉川町市野瀬	12.30 15.00 5.40	昭和 39 年 6 月 9 日 昭和 47 年 3 月 22 日 昭和 57 年 3 月 15 日	—	602 号 432 号 545 号
南水上	吉川町水上	75.60 13.00 6.83	昭和 43 年 2 月 27 日 昭和 52 年 1 月 4 日 平成 3 年 5 月 10 日	—	201 号 4 号 591 号
湯谷	吉川町湯谷	69.00	昭和 48 年 3 月 30 日	—	746 号
豊岡	吉川町豊岡	14.00 13.80	昭和 48 年 3 月 30 日 平成 5 年 7 月 15 日	—	746 号 798 号
貸瀬	吉川町貸瀬	10.60	昭和 49 年 2 月 20 日	—	91 号
南豊岡	吉川町豊岡	10.50 2.30	昭和 54 年 3 月 31 日 昭和 57 年 3 月 15 日	—	567 号 544 号

区域名	所在地	面積(ha)	告示年月日	地すべりの種類	告示番号
	字名				
東田	吉川町東田	56.00	昭和 58 年 3 月 23 日	—	338 号
別所	吉川町毘沙門	18.60	昭和 59 年 3 月 12 日	—	646 号
奥谷	吉川町奥谷	65.40	昭和 60 年 3 月 30 日	—	489 号
東畑	吉川町東田	81.00	昭和 61 年 3 月 25 日	—	472 号
金会西	吉川町金会	37.00	昭和 63 年 3 月 22 日	—	312 号
楠原	吉川町楠原	85.00	平成元年 2 月 28 日	—	235 号
		15.23	平成 9 年 3 月 25 日		430 号
奥谷南	吉川町奥谷	47.60	平成 2 年 3 月 16 日	—	416 号
北水上	吉川町水上	57.40	平成 3 年 5 月 10 日	—	565 号
豊岡北	吉川町豊岡	77.10	平成 4 年 8 月 26 日	—	932 号
吉安上	吉川町吉安	12.90	昭和 36 年 6 月 9 日	—	603 号
福吉	吉川町福吉	10.80	昭和 36 年 6 月 9 日	—	604 号
西奥	吉川町西奥	23.20	平成 5 年 12 月 6 日	—	1420 号

地すべり危険地

関係事務所	整理番号	箇所名	位置			面積(ha)	指定年月日備考
			市郡	町	大字		
加古川流域	317	大二谷	三木市	細川町	瑞穂	24.0	
	320	大谷	〃	志染町	大谷	49.0	
	321	戸田		〃	戸田	21.0	
	323	上荒川	〃	吉川町	上荒川	10.0	
	324	富岡	〃	〃	富岡	20.0	
	325	吉安上	〃	〃	吉安上	44.5	
	326	有安	〃	〃	有安	49.5	
	327	吉安下	〃	〃	吉安下	15.0	
	328	長谷	〃	〃	長谷	15.0	
	329	田谷	〃	〃	田谷	25.0	
	330	法光寺	〃	〃	法光寺	20.0	
	331	西奥	〃	〃	西奥	16.0	
	332	米田第 1	〃	〃	米田	25.5	
	333	米田第 2	〃	〃	〃	15.0	
	334	米田第 3	〃	〃	〃	30.0	
335	米田第 4	〃	〃	〃	20.0		

関係事務所	整理番号	箇所名	位置			面積(ha)	指定年月日備考
			市郡	町	大字		
加古川流域	430	桃坂	〃	口吉川町	桃坂	27.0	
	431	東中	〃	〃	東中	48.0	
	433	久次	〃	〃	久次	80.0	
	435	東	〃	〃	東	19.0	
	436	増田	〃	細川町	増田	25.0	
	437	入野	〃	〃	瑞穂	31.0	
	438	市野瀬	〃	吉川町	市野瀬	8.0	
	440	湯谷第1	〃	〃	湯谷	15.0	
	441	湯谷第2	〃	〃	〃	35.0	

参考資料9 災害関連地域防災がけ崩れ対策区域

区域名	所在地	面積(ha)	対策工事完了年月日	工法
	字名			
松ヶ丘	宿原字西山	0.02	平成8年3月25日	法枠工

参考資料10 崩壊土砂流出危険地区

地区番号	位置			面積(ha)	公共施設等					
	市町村	大字	字		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
215-崩-1	細川町	中里	北山	0.20		11			1	
	志染町	戸田	勝竜寺	0.02		19			1	県
215-崩-3	志染町	三津田	西谷	0.62						
3ヶ所				0.84						

参考資料 11 山腹崩壊危険地区

箇所番号	地区名	位 置				面積 (ha)
		市・郡	区・町	大字	字	
215-001	脇川	三木市	細川町	脇川		2.0
215-002	殿畑	〃	口吉川町	殿畑	十王ノ丘	1.0
215-003	殿畑	〃	〃	〃	札松	1.0
215-004	中里	〃	細川町	中里	北山	1.0
215-005	下芝原	〃	〃	垂穂	下芝原	1.0
215-006	宮前	〃	〃	中里	宮前	4.0
215-007	中里	〃	〃	瑞穂	中里	1.0
215-008	戸田	〃	志染町	戸田	勝竜寺	1.0
215-009	西奥	〃	吉川町	西奥	鷹池	1.0
215-010	西奥	〃	〃	西奥	三十代	1.0
215-011	西奥	〃	〃	西奥	中ノ垣内	1.0
215-012	田谷	〃	〃	田谷	福原	1.0
215-013	上松	〃	〃	上松	奥ヶ谷	1.0
215-014	米田	〃	〃	米田		1.0
215-015	大畑	〃	〃	大畑	日原	1.0
215-016	有安	〃	〃	有安	寺谷	1.0
215-017	古市	〃	〃	古市	王社	1.0
215-018	古川	〃	〃	古川	森末1	1.0
215-019	古川	〃	〃	古川	森末2	1.0
215-020	上中	〃	〃	上中	箕谷	1.0
215-021	畑枝	〃	〃	畑枝	千王谷	1.0
215-022	上荒川	〃	〃	上荒川	栗ヶ谷	1.0
215-023	上荒川	〃	〃	上荒川		1.0
215-024	吉安	〃	〃	吉安	池子谷	1.0
215-025	米田	〃	〃	米田	かえぶち	1.0
215-026	米田	〃	〃	米田	箱木	1.0
215-027	東田	〃	〃	東田	奥	1.0
215-028	奥谷	〃	〃	奥谷	岡ノ垣内	1.0
215-029	水上	〃	〃	水上	枅谷	2.0
215-030	水上	〃	〃	水上	垣内	1.0
215-031	豊岡	〃	〃	豊岡	中尾	1.0
215-032	南水上	〃	〃	水上	的場	1.0
215-033	大村	〃	〃	大村	北山	1.0
215-034	平田	〃	〃	平田	ソケ谷	9.0
215-035	本町2丁目	〃	〃	本町2丁目	福井	2.0
215-036	吉田	〃	志染町	吉田	大歳山	1.0

箇所番号	地区名	位 置				面積 (ha)
		市・郡	区・町	大字	字	
215-037	小林	〃	別所町	小林	仕負谷	1.0

参考資料 12 土砂災害危険区域内要配慮者利用施設一覧（土石流・急傾斜の崩壊）

① 福祉施設

施設名	住所	電話
山陽ケアセンター デイホームとんとん	大村 1074-159	86-6125
デイサービスセンター 三木北	加佐 577-1	86-1021
特定非営利活動法人ソーシャルイノベーションやさしいつながり	志染町広野 8-7-2	079-233-1153
養護老人ホーム さつき園	平田 623-2	82-2008
グループホームゆたかの郷	宿原 1263-86	83-8552

② 病院

施設名	住所	電話
大村病院	大村 200	82-1132

③ 認定こども園

施設名	住所	電話
えびす認定こども園	宿原 9-1	83-3247
羽場認定こども園	福井 3 丁目 1918-29	83-3815

④ 医療施設（病院除く）

施設名	住所	電話
医療法人樹光会 こもれび	大村 1074-190	82-2173
医療法人樹光会 ひかり	大村 1074-223	86-0775
私立口吉川診療所	口吉川町笹原 13-2	88-2066

参考資料 13 土砂災害危険区域内要配慮者利用施設一覧（地すべり危険区域）

① 福祉施設

施設名	住所	電話
介護老人保健施設 サンスマイル三木	志染町吉田 1213-1	87-8720
社会福祉法人まほろば 三木光司園	別所町小林仕負谷 118-111	82-9457
特別養護老人ホーム りんどうの里	志染町四合谷 341	84-0237
*グループホーム松風	吉川町有安 303	73-2853

*グループホーム松風は、地すべり区域に近い場所にある

② 病院

施設名	住所	電話
三木山陽病院	志染町吉田 1213-1	85-3061

参考資料 14 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

① 福祉施設

施設名	住所	電話番号
デイサービスセンター口吉川	口吉川町殿畑 144	88-2626
三木市高齢者福祉センター	末広 1 丁目 9 番 27 号	86-0800
デイホームほの華	平田 105-1	83-9900
デイサービスセンター三木南	福井 3 丁目 3-12	68-9013
一般社団法人はなまる福祉会	別所町近藤 186-23	88-8700
特別養護老人ホーム さざんかの郷	吉川町大沢 418	72-1170
グループホームあけぼの	芝町 4 - 2 0	86-8877

② 医療施設（病院除く）

施設名	住所	電話番号
山口整形外科	大村 142-1	82-2266
伊藤眼科クリニック	大村 142-4	82-8363
早川内科循環器科医院	大村 142-7	89-0017
宮崎小児科内科医院	大村 144-12	82-2131
谷口医院	志染町井上 114	87-3507
こじま耳鼻咽喉科	末広 1 丁目 1-62	83-8350
赤松眼科医院	末広 1 丁目 7-14	82-6546
横山クリニック	末広 2 丁目 3-3	86-7207
小寺澤医院	末広 2 丁目 5-20	83-3825
大橋外科	末広 3 丁目 10-5	82-5990
多田クリニック	末広 3 丁目 8-10	86-7877
岸本医院	福井 1 丁目 7-20	83-3008
松本医院渡瀬診療所	吉川町渡瀬 127	73-0015
きのした整骨院	本町 2 - 2 - 4 0	89-2660
山本整骨院	大村 6 1 6 - 1	83-8707

参考資料 15 頭首工、水門等調書

1 頭首工（井堰）

NO	名称	水系名	所在地	管理団体	堰長 (m)	堰高 (m)
1	亀の井井堰	加古川水系 美囊川	三木市別所町下石野	亀の井井堰 水利組合	130.0	1.87
2	太郎兵衛井堰	加古川水系 美囊川	〃 別所町石野字下川原	別所土地 改良区	118.0	1.8
3	正法寺井堰	加古川水系 美囊川	〃 別所町和田字柳原	正法寺	100.0	0.6
4	石野・下石野井堰	加古川水系 美囊川	〃 別所町近藤字下の町東	別所土地 改良区	101.0	1.8
5	西這田・花尻井堰	加古川水系 美囊川	〃 別所町東這田字北川原	石野・花尻・西 這田・東這田	100.0	1.0
6	鳥町井堰	加古川水系 美囊川	〃 鳥町字中川原	鳥町	132.0	1.8
7	和田井堰	加古川水系 美囊川	〃 別所町近藤字東田中	和田	100.0	1.0
8	高木井堰	加古川水系 美囊川	〃 福井字下町	高木・東這田	126.0	1.4
9	六ヶ井井堰	加古川水系 美囊川	〃 府内	加佐西・加佐 東・近藤・平 田・大村・末 広・鳥町	85.0	1.8
10	岩宮井堰	加古川水系 美囊川支流志染川	〃 岩宮字岩ヶ壺	岩宮・府内	51.0	1.7
11	宿原井堰	加古川水系 美囊川支流志染川	〃 宿原字梅ヶ壺	宿原・与呂木 (岩宮)	49.0	2.2
12	安福田井堰	加古川水系 美囊川支流志染川	〃 志染町井上字本虫	安福田	51.1	1.5

(美囊川、志染川関係掲載)

2 水門（樋門施設一覧）

No.	施設名	所在地 (河川)	形状等		管理者及び操作責任者
			水門扉	開閉装置	
1	本町樋門	本町 美囊川左岸	スライド式	スピンドル ハンドル	下水道課
2	福井第1樋門	福井1丁目 美囊川左岸	スライド式	ラック ハンドル	下水道課
3	福井第2樋門	福井2丁目 美囊川左岸	スライド式	ラック ハンドル	兵庫県加東土木事務所
4	鳥町樋門	鳥町 美囊川右岸	スライド式	ラック ハンドル	兵庫県加東土木事務所
5	正法寺樋門①	別所町正法寺 美囊川右岸	スライド式	ラック ハンドル	兵庫県加東土木事務所 正法寺区長
6	正法寺樋門②	別所町正法寺 美囊川右岸	スライド式	スピンドル ハンドル	兵庫県加東土木事務所 和田区長
7	下石野樋門	別所町下石野2丁目 美囊川左岸	スライド式	ラック ハンドル	兵庫県加東土木事務所

3 フラップゲート（農業用水以外）

	名称	種類	構造		流入施設	管理者
		所在地				
1	上津橋排水口	フラップゲート	鉄製	H80×W80cm	φ115 ヒューム管 府内大村線側溝	道路河川課
		末広1丁目50番地先				
		美囊川左岸				
2	福有橋排水口	フラップゲート	ステンレス	H110×W110cm	口100Box 新宿雑排水管	道路河川課
		末広2丁目764番13地先				
		美囊川右岸				
3	末広橋排水口	フラップゲート	ステンレス	H120×W120cm	口110Box 高校線雑排水管	道路河川課
		末広2丁目584番地1地先				
		美囊川右岸				

参考資料 16 道路の状況

単位：m（平成 28 年 4 月）

項目 区分	道路延長（実延長）			
	総数	内舗装済	未改良	改良済
合計	807,445	757,396	250,663	556,782
国道	5,566	5,566	—	5,566
県道	137,438	137,438	10,897	126,541
市道	664,441	614,392	239,766	424,675

※国道については、県管理分（国道 428 号線）のみ計上

参考資料 17 橋梁の状況

単位：箇所（平成 28 年 4 月）

項目 区分	橋梁数					
	総数	木橋	永久橋	混合橋	内自動車 交通不能橋	内荷重制限橋
総数	357	0	357	—	18	13
国道	5	—	5	—	—	—
県道	77	—	77	—	—	—
市道	275	0	275	—	18	13

※国道については、県管理分（国道 428 号線）のみ計上

参考資料 18 消防署、消防分署及び消防ポンプ自動車等の整備計画

		年次別	年次別整備計画数												
			25		26		27		28		29		5ヵ年		
			整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	
消防本部・署所	消防本部														
	防災センター														
	署所	署													
		出張所													
		計													
消防署・所	消防ポンプ自動車	普通	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	
		水そう付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	
消防団	消防ポンプ自動車	普通													
		計													
		(参考基準外)小型・手引き動力ポンプ													
	動力消防ポンプ	積載車	普通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			軽四	1	0	2	2	1	1	2	1	0	0	6	4
			計 a	1	0	2	2	1	1	2	1	0	0	6	4
		小型動力ポンプ b	4	0	3	0	2	0	3	0	2	0	14	0	
	計 a + b	5	0	5	2	3	1	5	1	2	0	20	4		

参考資料 19 設備（消防力）及び整備計画

1 人員

消防職員

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計	備考
消防本部・署		1	13	21	8	1	19	63	
広野分署			2	8	1		3	14	
吉川分署			2	3	7		2	14	
計		1	17	32	16	1	24	91	

消防団員

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	総員	備考
団本部	1	6					3	10	
三木			8	11	15	15	184	233	
別所			5	6	11	11	149	182	
志染			5	9	14	14	161	203	
細川			6	11	14	14	134	179	
口吉川			5	8	13	13	117	156	
吉川			9	27	36	36	258	366	
計	1	6	38	72	103	103	1,006	1,329	

参考資料 20 特殊車両等の整備計画

区分		年次別		年次別整備計画数											
				25		26		27		28		29		5カ年	
		整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数		
はしご自動車	はしご付消防自動車							1	0					1	0
	小計							1	0					1	0
化学消防ポンプ自動車															
救急自動車				1	0			1	0					2	0
特殊車等	救助工作車														
	広報車														
	指令車														
	指揮車														
	消防ポンプ自動車			1	0	1	0				1	0	3	0	
	小型動力ポンプ付積載車														
	電源車														
	震災工作車														
水槽車(10t)															

参考資料 21 消防水利の整備計画

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

		年次別計画表					
		25	26	27	28	29	5 カ年
消火栓	公設 ア	4	4	4	4	4	20
	私設 イ						
防火水そう	40m ³ 以上 60 m ³ 未満 ウ	2	2	2	2	2	10
	60 m ³ 以上 100 m ³ 未満 エ						
	100 m ³ 以上 オ						
	小計 カ	2	2	2	2	2	10
その他の水利 キ							
合計 (ア+イ+カ+キ)		6	6	6	6	6	30
(参考)20 m ³ 以上 40 m ³ 未満の防火水そう							

() 防火水そうの内耐震性貯水槽

参考資料 22 水利状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

種別 \ 区別	三木	三木南	別所	志染	細川	口吉川	緑が丘	自由が丘	青山	吉川	計
公設消火栓	521	180	200	205	115	90	164	288	129	365	2,257
私設消火栓	9	8			8					3	28
公設防火水槽	108	36	47	50	21	11	24	65	21	23	406
私設防火水槽	72	44	39	32	36	14	6	6	12	59	320
プール	5	2	2	6	5	1	3	2	2	6	34
計	715	270	288	293	185	116	197	361	164	456	3,045

参考資料 23 救急用車両及び機器一覧表

車両	1	救急自動車	4台
	2	寝台車	2台 (保1) (病1)
	3	はしご車	1台
	4	救助工作車	1台

機器	1	空気呼吸器	44
	2	アルミボート (ゴム)	1
	3	ゴムボート	2
	4	発電機	12
	5	投光器	17
	6	油圧救助器	9
	7	エンジンカッター	9
	8	ガス熔断器	1
	9	チルホール	9
	10	救命索発射銃	1
	11	チェーンソー	3
	12	三連はしご	6
	13	かぎ付はしご	4
	14	エアソー	1
	15	マット型空気ジャッキ	3
	16	削岩機	1
	17	放射線測定器	1
	18	送排風機	2
	19	緩降機	1
	20	可燃性ガス測定器	4
	21	担架	18
	22	耐熱服	2
	23	放射線防護服	2
	24	防毒衣	12
	25	エアータント一式	1
	26	レスキューフレーム	1

参考資料 24 危険物貯蔵所等設置状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

総 数	製造所		貯蔵所								取扱所			
	小計	製造所	小計	屋内所蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
300	3	3	183	71	9	1	64	0	33	5	114	76	0	38

参考資料 25 高圧ガス製造所設置状況

事業所名	所在地	代表者名	施設区分	電話
阪神瓦斯KK三木営業所	三木市福井 2119	宮脇 希征	高圧ガス	82-1224

参考資料 26 通信機器・設備の整備計画

施設等		年次別		年次別整備計画数											
				25		26		27		28		29		5 ヶ年	
		整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数	整備数	増減数		
消防無線電話	基地局	2	2										2	2	
	車載用	21	21										21	21	
	携帯用			15	15	3	3	1	1				19	19	
緊急通信指令装置															
地図等検索装置															

※1 消防無線電話の整備数・増減数について、平成 25 年度からアナログ方式をデジタル方式に移行することに伴い、デジタル方式移行後の数値を表しています。

※2 平成 27 年度、260MHz 帯デジタル方式移行（平成 28 年 4 月 1 日運用開始）後に、アナログ方式は廃止しました。

参考資料 27 地震防災緊急事業五箇年計画

※平成 28 年度 第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画作成中

≪ 第 4 次地震防災緊急事業五箇年計画 ≫

- (1) 計画作成者 知事
 (2) 計画年度 平成 23 年度～平成 27 年度
 (3) 対象事業 (三木市部分を抜粋)

1) 避難地

【緊急避難場所】

2) 避難路

【農 道】

【林 道】

【臨界道路】

【街路事業、土地区画整理事業等】

事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施 予定年度	所管省庁
三木市	道路事業	1 カ所 0.28 k m	530	H24-H27	国土交通省

3) 消防用施設

【消防水利 (耐震性貯水槽)】

【消防車両等】

事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施 予定年度	所管省庁
三木市	緊急消防援助隊設 備整備費補助事業	9 ヶ所	418	H23-H27	消防庁

【消防救急デジタル無線設備及び消防緊急通信指令施設 (高機能消防指令センター)】

事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施 予定年度	所管省庁
三木市	緊急消防援助隊設 備整備費補助事業	1 ヶ所	422	H26	消防庁

【林野火災用活動拠点広場】

4) 消防用活動路

【街路事業】

5) 緊急輸送道路

【臨港道路】

【道路整備 (4 車線化事業含む)】

【災害防除・橋梁耐震化】

6) 緊急輸送交通管制施設

7) 緊急輸送港湾施設

【耐震強化岸壁】

8) 共同溝等

9) 医療機関

10) 社会福祉施設

11) 公立幼稚園

事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施 予定年度	所管省庁
三木市	公立学校施設整備 事業	9 園 10 棟	101	H24-H26	文部科学省

- 12) 公立小中学校（校舎）
- 13) 公立小中学校（屋内運動場）
- 14) 公立小中学校（寄宿舎）
- 15) 公立特別支援学校
- 16) 公的建造物
- 17) 海岸保全施設
- 18) 砂防設備
- 19) 保安施設
- 20) 地すべり防止施設

事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施 予定年度	所管省庁
三木市	農村地域防災減災 事業	6ヶ所	134	H23-H26	農林水産省

- 21) 急傾斜地崩壊防止施設
- 22) ため池

事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施 予定年度	所管省庁
三木市	農村地域防災減災 事業	4ヶ所	561	H23-H26	農林水産省

- 23) 地域防災拠点施設
- 24) 防災行政無線
- 25) 飲料水施設・電源施設等
- 26) 備蓄倉庫
- 27) 老朽住宅密集対策

参考資料 28 被害調査班編成表

担当班	調査事項
企画班	市有財産の被害調査
市民班	宅地・住家・人の被害調査
福祉班	社会福祉施設の被害調査
産業班	商工業の被害調査
	農地、ため池及びその他農業施設の被害調査
	治山等関係及び畜産関係の被害調査
まちづくり班	道路、橋梁及び河川等の被害調査
	公園、緑地等の施設の被害調査
	宅地造成等工事中の区域の被害調査
	市営住宅の被害調査
環境班	環境衛生施設の被害調査
上下水道班	水道施設の被害調査
	配管路巡回
	公共下水道施設の被害調査
	農業集落排水施設の被害調査
教育班	教育施設の被害調査
	園児・児童・生徒の被害状況調査
	就学前施設（認定こども園、保育所）等の被害調査
	社会教育施設の被害調査
消防本部	住家・人の被害調査
	危険物施設の被害調査

参考資料 29 携帯電話配置先及び番号

〈携帯電話〉

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

NO	配置先 (所属)	管理者	番号	備考
1	危機管理課	危機管理課長	090-3944-3077	
2	〃	〃	090-1895-7494	災害時優先
3	〃	〃	090-7759-1630	平常時使用

〈衛星携帯電話〉

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

NO	配置先 (所属)	管理者	番号	備考
1	危機管理課	危機管理課長	080-8547-0485	外部アンテナ有り
2	〃	〃	080-8547-0487	現場持出用
3	吉川支所	市民生活課長	080-8547-0486	外部アンテナ有り

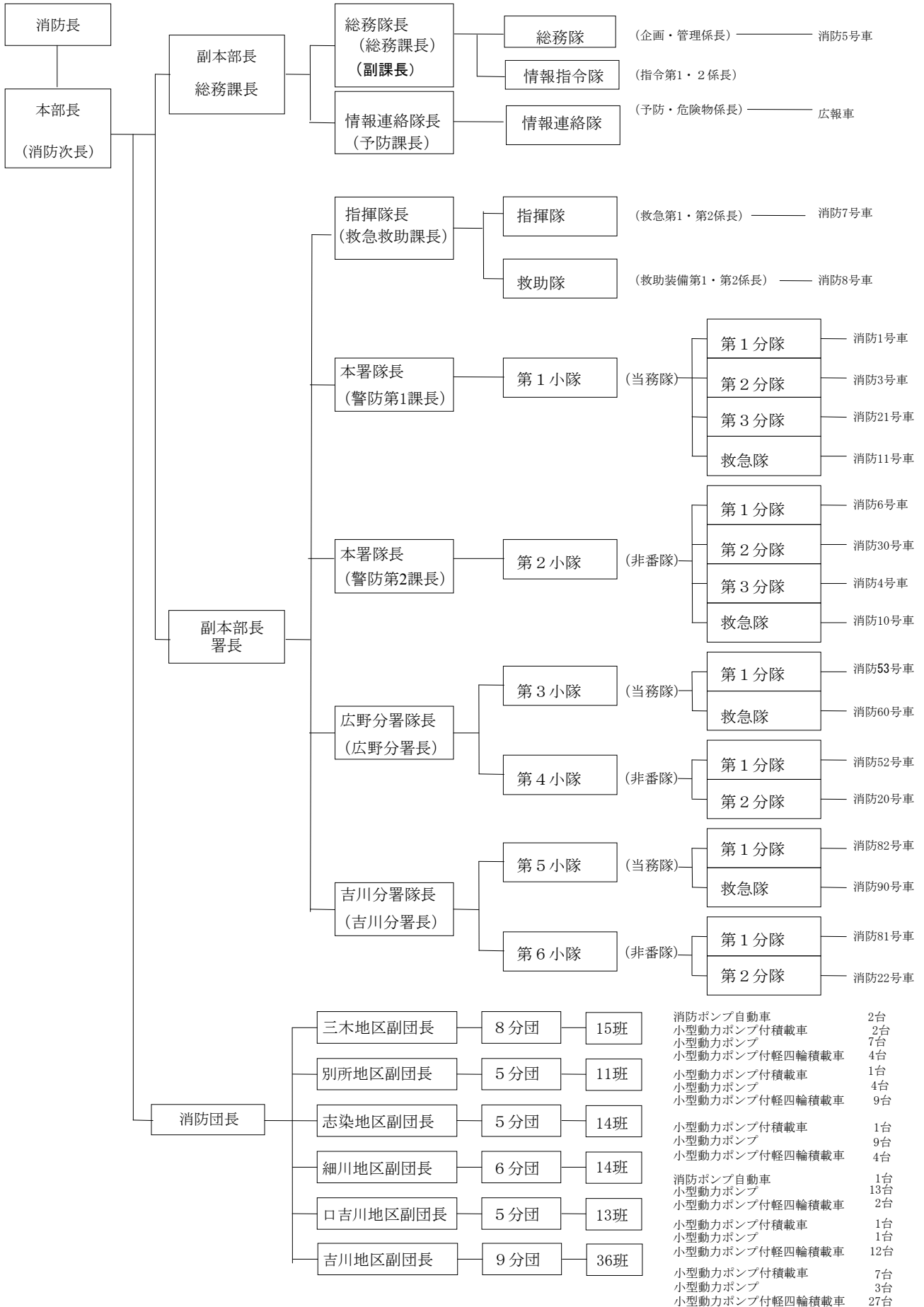
参考資料 30 緊急本部員一覧

(平成 28 年 4 月現在)

参 集 場 所	部 署 名	緊急本部員
本庁舎	総務課	藤原 正和
	財政課	大西 武宏
	財政課	濱田 辰弥
	環境政策課	西本 正仁
	教育政策課	五百蔵 一也
吉川支所	福祉課	福本 和也
	福祉課	藤井 等
	医療保険課	吉田 公彦

参考資料 31 消防部隊編成表

(平成 28 年 4 月現在)



○ 災害の規模、被災の状況により、消防隊、救急隊、救助隊を増減する。

参考資料 32 消防部隊各隊の役割

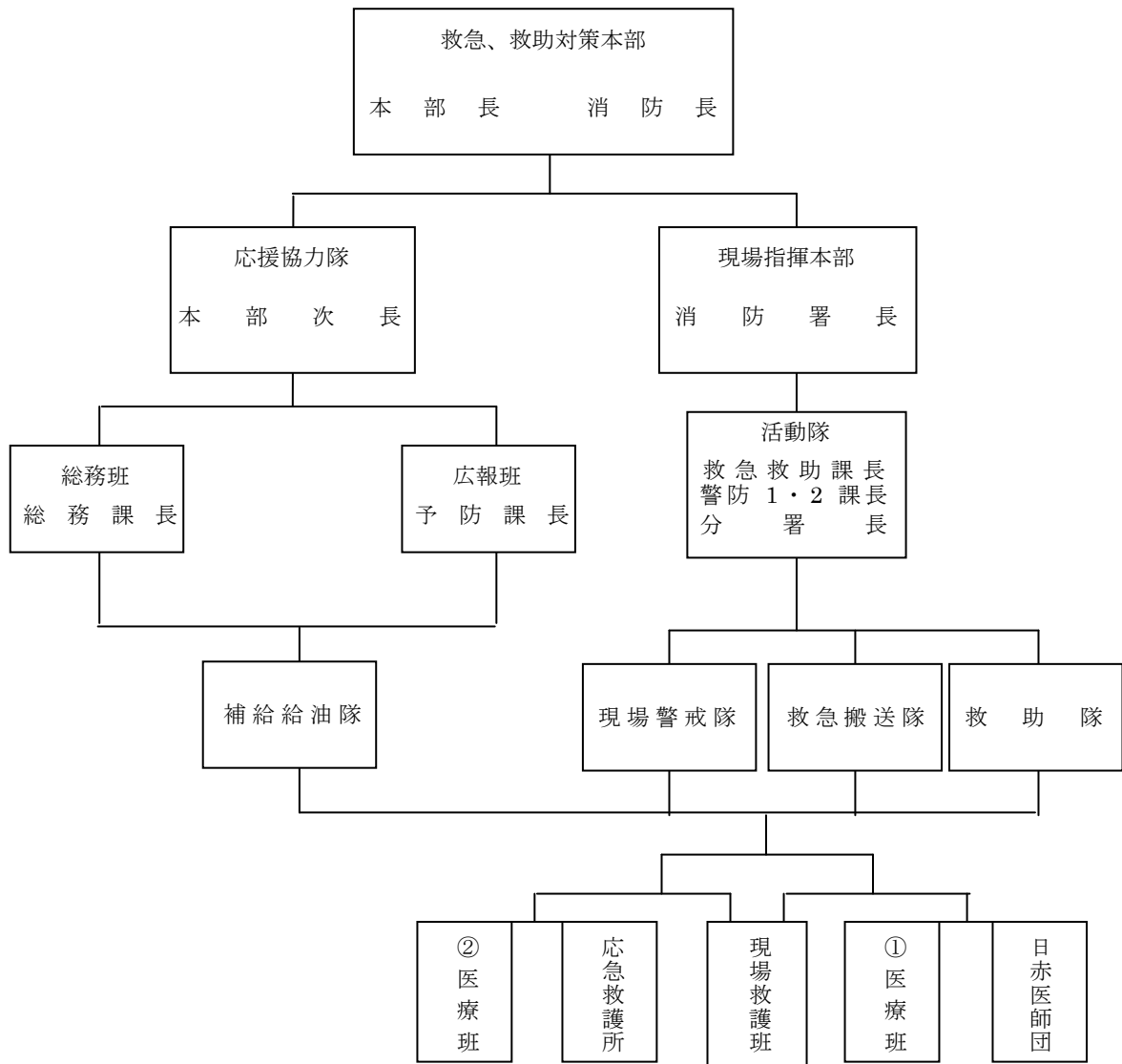
部隊名称	役割
総務隊	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関との情報連絡 ②災害の規模、被災状況の記録 ③資機材、物資の調達、補給の確保 ④資機材、物資の搬送、伝令 ⑤車両の確保
情報指令隊	<ul style="list-style-type: none"> ①通信統制 ②警報伝達 ③関係機関との交信 ④災害及び救急医療情報、伝達
情報連絡隊	<ul style="list-style-type: none"> ①報道機関との連絡 ②広報 ③関係団体との連絡 ④資料の収集、開示 ⑤収容先医療機関の情報収集
指揮隊	<ul style="list-style-type: none"> ①現場の指揮、命令、報告 ②災害情報の収集 ③状況把握と状況報告 ④応援要請、応援隊との交信 ⑤警戒区域の設定
救助隊	<ul style="list-style-type: none"> ①負傷者の救助、救出
救急隊	<ul style="list-style-type: none"> ①傷病者の救護、搬送 ②傷病者のトリアージ
消防隊	<ul style="list-style-type: none"> ①消火活動 ②救助活動 ③救急活動 ④避難誘導 ⑤人命検索 ⑥災害調査 ⑦応援要請、応援部隊との連携 ⑧市民、自主防災組織の活用 ⑨関連機関との連携
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ①消火活動 ②救助活動 ③傷病者の擁護、搬送 ④現場広報 ⑤避難誘導 ⑥人命検索 ⑦警戒区域の監視 ⑧補給、輸送

参考資料 33 救助、救急用車輛及び機器一覧表

(平成 28 年 4 月現在)

名称		数量
車 両	救急自動車	4 台
	はしご車	1 台
	救助工作車	1 台
	水槽車	1 台
	資材搬送車	4 台
機 器	空気呼吸器	44
	アルミボート	1
	ゴムボート	2
	発電機	12
	投光器	17
	油圧救助器	9
	エンジンカッター	9
	ガス熔断器	1
	チルホール	9
	救命索発射銃	1
	チェーンソー	3
	三連はしご	6
	かぎ付はしご	4
	エアースー	1
	マット型空気ジャッキ	3
	削岩機	1
	放射線測定器	1
	送排風機	2
	緩降機	1
	可燃性ガス測定器	4
	担架	18
耐熱服	2	
放射線防護服	2	
防毒衣	12	
エアータント一式	1	

参考資料 34 救急救助対策組織総括表



参考資料 35 現場救護所開設基準及び業務分担表（参考）

1. 位置の選定
現場直近で一般の目につき易く道路に恵まれ、又水を得やすい場所
2. 設置救
開設する救護所の数はおおむね傷者 100 人に対し 1 の割合
3. 編成人員
条件によるが一般に数名の医師と若干の看護師及び救急隊員で編成する。

名称	人員	業務
受付分類係	外科医 1～2 名 救急隊員 4～6 名 (内 1 名前後 3 機関連絡)	傷者の受付記録傷票の作成分類を行う (最優先編成)
重傷処置係	医師 2 名 看護師 4～6 名 救急隊員 2～4 名	分類された中等傷以上の傷者を扱い応急処置とともに搬送病院の指示をする（初期で態勢が整わない場合は受付分類係で行先の指示）
軽傷処置係	医師又は歯科医師 2～3 名 救急隊員 4 名	軽傷者は重傷者と分類して応急処置を行う
救命処置係	外科医 1 名 一般医 2 名 看護師 6 名 救急救命士 1 名	重傷者の救命処置を行う (このチームは事前に災害拠点病院で編成しておく必要がある) 搬送の時期、収容病院、搬送間の傷者の管理責任
救急車運用係	救助隊幹部を含めて 3 名程度	救急車民間車両（代用救急車）を統合して運用する収容病院の受入状況を十分把握し救急車の運行を統制指示（代用救急車含）

4. 開設資器材
先行する救急隊によって位置の選定、天幕、折たたみベッド、担架、椅子、照明器材等を用意する。

参考資料 36 収容施設

(平成 28 年 4 月現在)

病院名	住所	病床数				電話
		精神	結核	一般	計	
北播磨総合医療センター	小野市市場町 926-250			450	450	(88) 8800
服部病院	〃 大塚 218-3			150	150	(82) 2550
ときわ病院	〃 志染町広野 5 丁目 271			188	188	(85) 2304
三木山陽病院	〃 志染町吉田 1213-1			191	191	(85) 3061
みきやまりハビリ テーション病院	〃 大塚 1 丁目 5-89			166	166	(83) 3316
大村病院	〃 大村字北山 200	445			445	(82) 1132
吉川病院	〃 吉川町稲田 1-2			316	316	(72) 0063

参考資料 37 消防署配備体制

1. 災害出動区分表

出動区分	管内区分	出動隊 合計	管内別出動隊数				指揮基準	通信員	発生連絡及び非常招集
			本部	本署	広野	吉川			
偵察出動	本署	1		1			分隊長 (消防司令補又は消防士長)	係長又は室長以下 3名	指令係長又は室長は、火災の規模に応じ本署及び分署並びに現場へ必要な人員を招集するものとする。
	広野				1				
	吉川					1			
第1出動	本署	3		2	1		小隊長 (消防司令又は消防司令補)	係長又は室長以下 3名	本署＝警防第1・2課長、広野、吉川＝分署長へ連絡 発生地署員現場出動指令 (1隊4名) 発生地区副団長、地元分団長へ発生連絡
	広野			1	2				
	吉川			1		2			
第2出動	本署	5	1	3	1		中隊長 (警防第1・2課長又は所轄分署長)	3名	署長へ発生連絡 発生地署員現場出動指令 (2隊8名) 発生地区副団長へ発生連絡及び地元3分団へ出動指令
	広野		1	2	2				
			1	2		2			
第3出動	本署	7	2	3	2		大隊長 (消防署長)	(特命出動4名)	消防長、本部次長に発生連絡 消防団長へ発生連絡及び5分団へ出動要請 発生地区署員現場出動指令 (3隊12名)
	広野		2	3	2				
	吉川		2	2	1	2			
特命出動	管内全域	特命により必要な部隊数				消防長		消防長・署長の特命による部隊、人員	
特異火災等による特命出動	中高層建物火災・救助	はしご車		第1出動から署長特命とすることができる			小隊長又は分隊長		
	危険物火災	化学車							
	救助出動	救助工作車							
	高速道林野給水	水槽車							
応援出動	近隣応援協定地域	発生市町と隣接する署所から1隊又は要請部隊数出動				中隊長又は小隊長・分隊長			

なお、上記出動区分は当日の勤務隊員数により変更する場合もある。

2. 非常招集

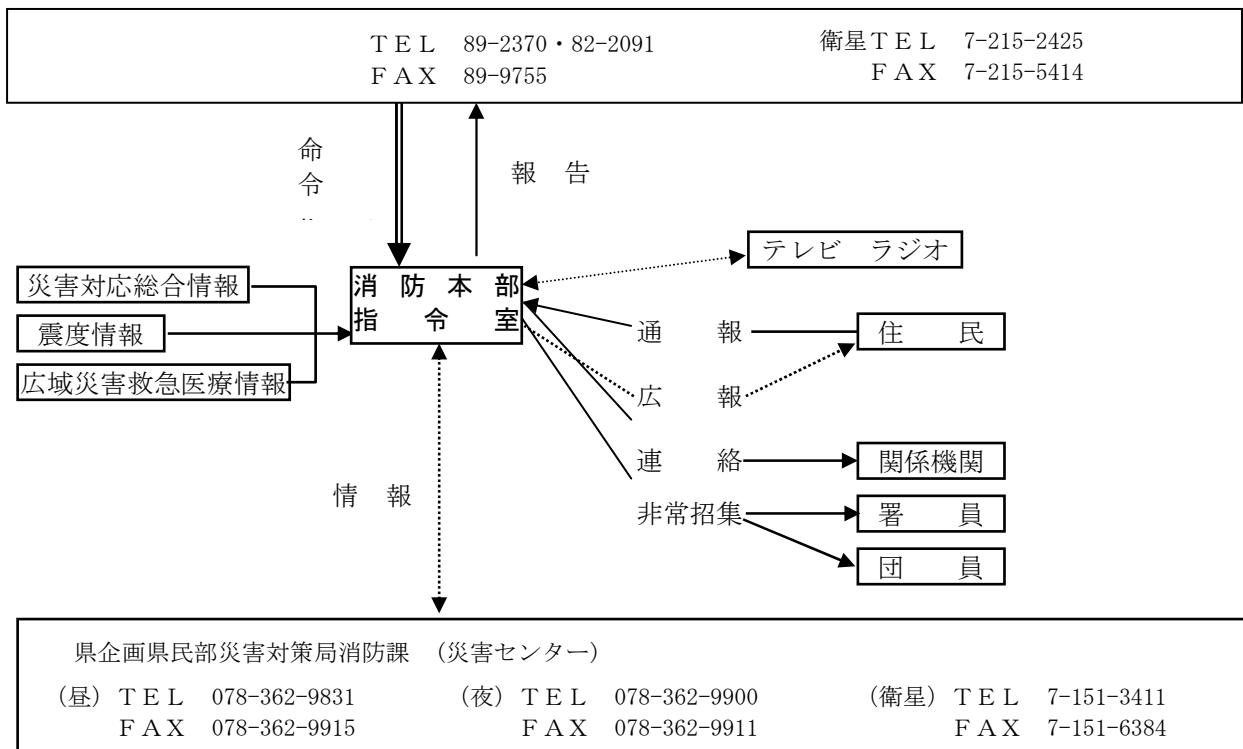
消防活動規定 76 条(1) 甲号非常招集とする。

参考資料 38 通信統制

通信については有線通信及び無線通信とし、通信順位は次のとおりとする。

順位	通 信 条 件
1	通 報
2	指 令
3	応 援 要 請
4	報 告
5	警 報
6	連 絡
7	そ の 他

○ 消防情報システム



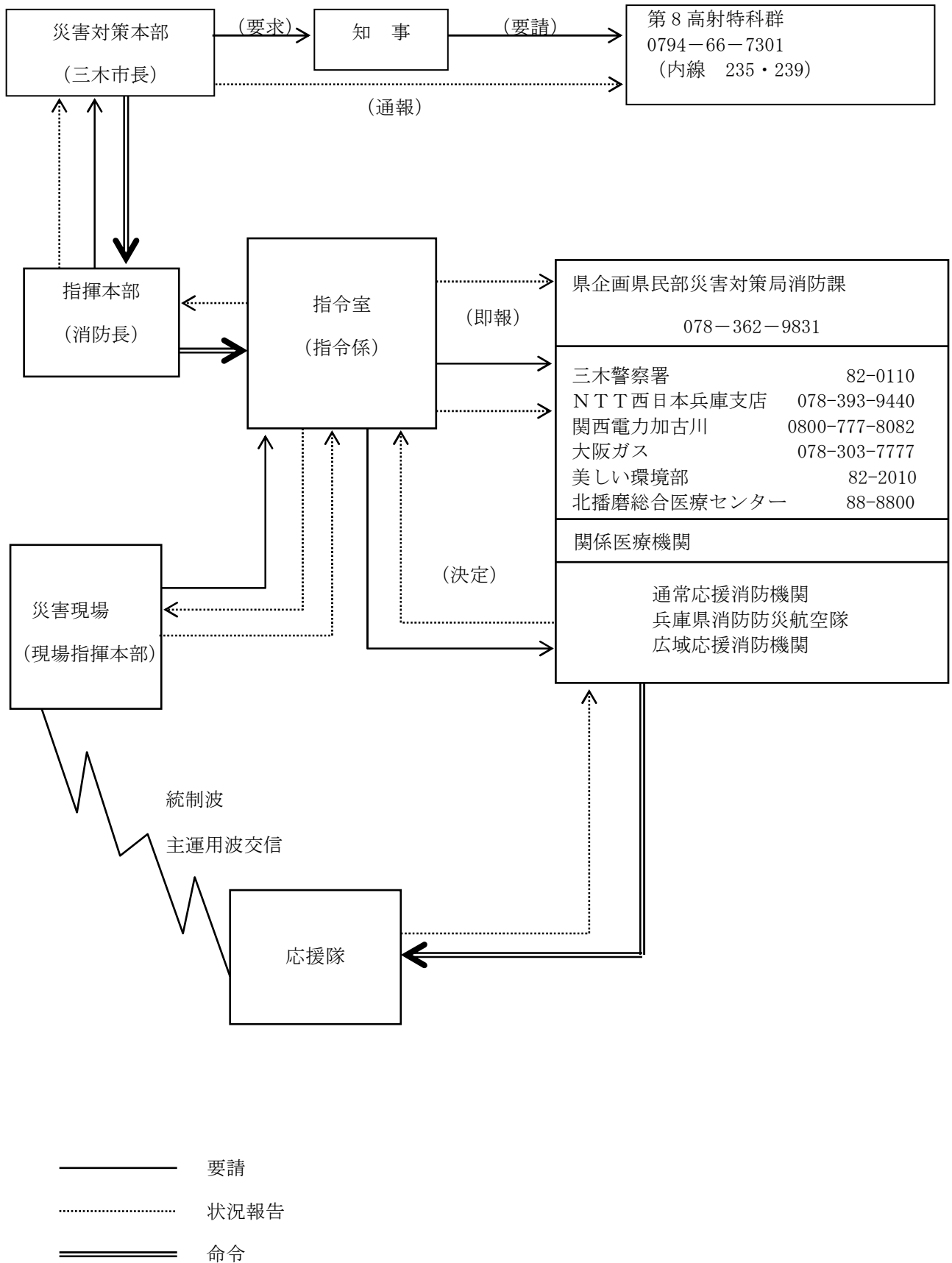
参考資料 39 木造密集地、住宅密集地、重要対象物、消防活動拠点

項目	地域		
木造密集地	○府内町 ○福井 ○吉川町渡瀬	○芝町 ○末広	○本町 ○吉川町稲田
住宅密集地	○自由が丘 ○別所町東這田	○緑が丘 ○みなぎ台	○別所町高木
重要対象物	○服部病院 ○吉川病院 ○垂水病院 ○はばたきの丘 ○しゅうらく苑 ○りんどうの里 ○セントクリストファーズホーム ○サンスマイル三木	○三木山陽病院 ○大村病院 ○精愛園 ○のじぎく 特別支援学校 ○サンビラ三木 ○グリーンホーム三木 ○愛真ホーム	○関田会ときわ病院 ○みきやまリハビリテーション病院 ○三木特別支援学校 ○カトレア三木 ○さざんかの郷 ○えびすの郷 ○さつき園
消防活動拠点	○三木鉄道三木駅跡 ○明盛街中央	○末広橋北詰 ○大手三差路	○三木市消防署前 ○吉川支所前

参考資料 40 異常時火災防御計画

1	火災警報発令下の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災警報が発令され気象条件その他により消防長が必要と認める時は1号ないし2号配備の指令を行う。 2 サイレン吹鳴、広報車により一般市民に対する周知を図る。 3 各機械器具の再点検を行うとともに、出動態勢を整える。 4 条例に規定された火気使用制限の取締指導。
2	火災の防御要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 情勢に応じて時期を失しない応援要請を行うほか重要方面の各延焼阻止を第1とする。 2 風位、風力による各延焼阻止を第1とする。
3	飛火警戒要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛火警戒に必要な消防団員は炎上出動と同時に出勤させ、現場指揮者の命により配置する。 2 飛火警戒の消防団員はバケツ等携行に至便な器具を携行し飛火の早期発見と防火にあたりとともに飛火による火災防止について附近住民を啓蒙する。
4	火災拡大後の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 延焼進展の速度と消防団員集結の所要時間及び道路空地、河川等の地物関係を考慮し、延焼阻止を定めて応援部隊及び各隊の移動集結並びに防御場所を指定して転進防御にあたる。 2 飛火警戒隊は更に風下に転じ、飛火警戒の重点措置を取ると共に避難民の誘導についても注意を払う。 3 消防器具又は水利の不足等で大火災を阻止するために他の手段がなくかつ有効と認められた時は、風下方面に防御線を設定して消防団員を結集するほか破かい消防を行う。

参考資料 41 応援ルート



参考資料 42 即時応援

1. 応援協力を求める消防本部等

番 号	応援要請先	電話番号	対象災害
1	神戸市消防局	078-333-0119	火災・救急・災害等
2	加古川市消防本部	079-451-9119	火災・救急・災害等
3	稲美町	079-492-1212	火災
4	小野市消防本部	0794-63-0119	火災・救急・災害等
5	北はりま消防本部	0795-48-0119	火災・救急・災害等
6	三田市消防本部	079-564-0119	火災・救急・災害等

2. 応援を求める区域

番 号	通常応援	特別応援
1	○ 三木市と神戸市の境界に係る三木市域	三木市全域
2	○ 三木市の加古川市及び稲美町と接する地域	三木市全域
3	○ 加古川市、三木市の協定により定める	三木市全域
4	○ 三木市の小野市と接する地域	三木市全域
5	○ 三木市の加東市と接する地域	三木市全域
6	○ 三木市と三田市との境界に係る三木市域	三木市全域

参考資料 43 兵庫県広域消防応援協力を求める地域代表消防本部ならびに代行消防本部

地域	消防本部	電話番号	電話ファックス	衛星電話	衛星ファックス
阪神	代表 西宮市消防局	0798-26-0119	0798-36-2460	755-42	755-62
	代行 尼崎市消防局	06-6481-0119	06-6482-1995	753-43	753-62
神戸	代表 神戸市消防局	078-333-0119	078-325-8529	100-42	100-62
東播	代表 明石市消防本部	078-921-0119	078-927-0119	754-42	754-62
	代行 加古川市消防本部	079-451-9119	079-425-7587	210-44	210-62
西播	代表 姫路市消防局	079-223-0003	079-222-8222	201-42	201-62
	代行 赤穂市消防本部	0791-43-0119	0791-45-0119	761-43	761-62
但馬	代表 豊岡市消防本部	0796-24-1119	0796-24-4253	929-43	929-62
	代行 南但消防本部	079-672-0119	079-672-5046	914-44	914-62

4. ヘリポートの設置場所

- (1) 災害の地域、規模等を考慮し、緑が丘スポーツ公園、三木山総合公園（野球場）、三木グリーンパーク（グラウンド）、山陽道上りサービスエリア、吉川総合公園の5箇所全部又は必要な箇所とする。
- (2) 上記（1）以外に特に必要な場合は、避難所の指定施設のうち各学校の校庭とする。

5. 燃料補給基地

神戸市消防局航空隊に基地使用の要請を行うものとする。

6. 広域航空消防応援要請連絡先

(1) ヘリコプター応援要請先

連絡先	電話番号
神戸市消防局警防部司令課 ※昼夜を問わず	電話 078-333-0119
	FAX 078-325-8529

(2) 応援側都市の消防本部

消防本部名	連絡先・要請窓口	電話番号	ファクス番号
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111(119)	03-3213-6094
横浜市消防局	指令課	045-334-6789	045-334-5221
川崎市消防局	通信指令室	044-223-2544	044-223-2654
名古屋市消防局	指令課	052-972-3524	052-972-3577
京都市消防局	指令センター	075-231-5311	075-251-0062
大阪市消防局	指令課	06-4393-6651	06-4393-4800
神戸市消防局	指令課	078-333-0119	078-325-8529
福岡市消防局	指令課	092-725-6589	092-735-1074

参考資料 45 市所有車両一覧表

※リース車を含む

(平成 28 年 3 月 31 日)

課名	乗用車		貨物車					特殊車両		バス	二輪車	計
	普通	軽四	ライトバン	トラック	ダンプ	軽四	ルーフ車	種類	台数			
危機管理課								その他	2			2
財政課	6	4	6	2	1	13		塵芥車	1	1		34
市民協働課		1	9									10
人権推進課		1	2			1						4
福祉課	1	1					2	その他	1	1		6
障害福祉課		1										1
健康増進課	2	4										6
介護保険課		12				3						15
(社協)		6				1		その他	5			12
商工観光課		1										1
農業振興課	4					1						5
道路河川課			3		1	5						9
交通政策課	5											5
環境政策課			2			1	1					4
環境課	1	1	3		4	2		塵芥車	10			31
								その他	10			
水道業務課			8		1	2		その他	1		1	13
下水道課			1			4						5
議会事務局	2											2
市民生活課		1				1				1		3
健康福祉課	1	1				1						3
地域振興課			3			2						5
消防本部	1	1		1		2		消防車	91			100
								救急車	4			
教育環境整備課	6		4	6						1		17
文化スポーツ振興課		0	1				2					3
就学前教育・保育課	2									1		3
子育て支援課	1	2	1									4
教育センター	2											2
計	34	37	43	9	7	39	5		125	5	1	305

参考資料 46 災害救助法による救助の基準

平成 28 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 開	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,110円以内	災害発生の日から7日以内	1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
					冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600				
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 開	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 576,000 円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,300 円 中学生生徒 4,600 円 高等学校等生徒 5,000 円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 210,400円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 開	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で該当業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

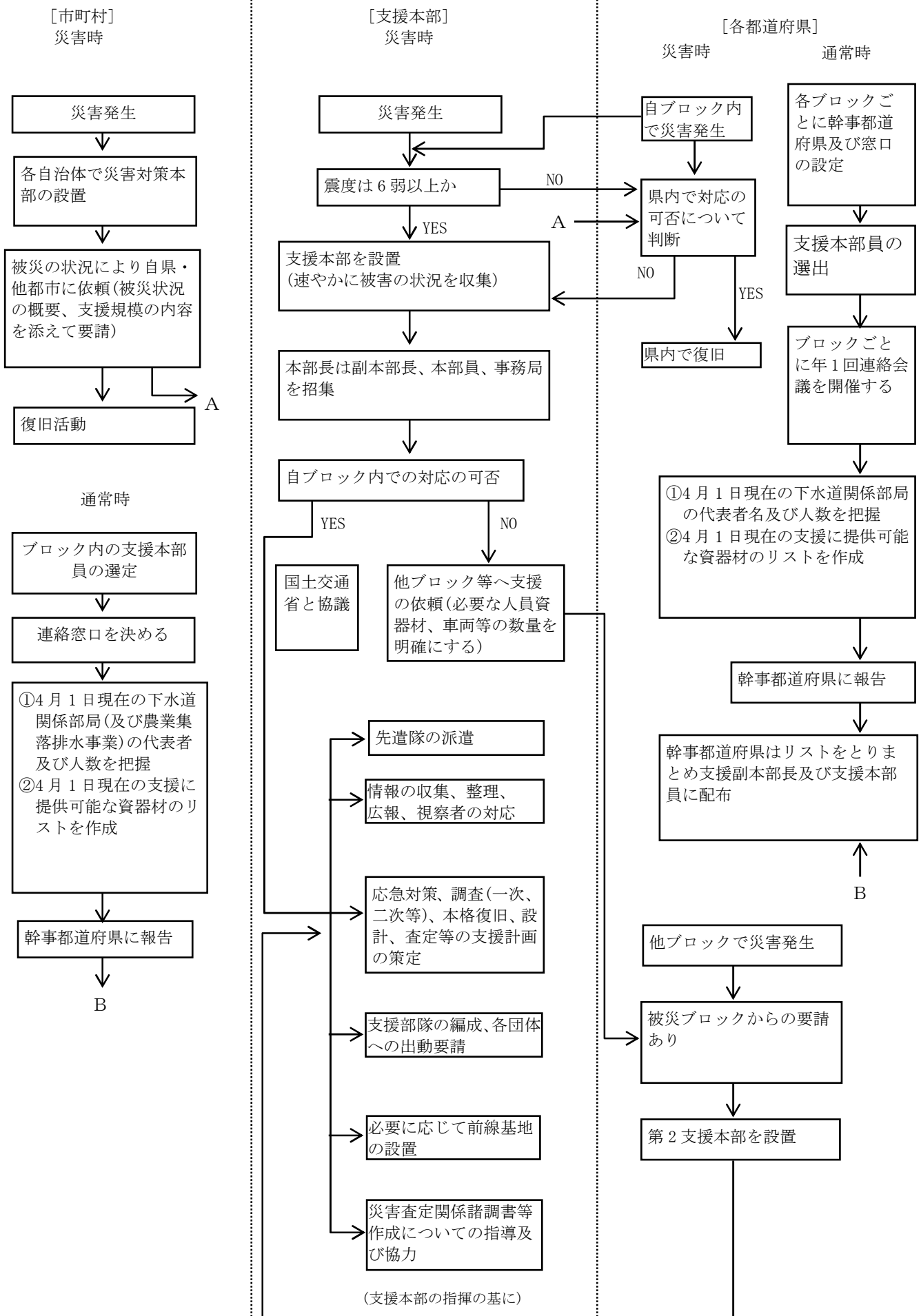
参考資料 47 応急仮設住宅建設予定地

予定地	所在	面積 (㎡)	仮設住宅戸数 (戸)	汚水処理 (公共下水)	上水	電気	ガス	備考
朝日ヶ丘団地	朝日が丘	3,900	60	○	○	○	LP	
三木グリーンパークグラウンド	小林	18,000	207	○	○	○	LP	
三木幼稚園前	岩宮	1,800	20	○	○	○	都市	
多目的広場	小林	15,600	214	○	○	○	LP	
吉川総合公園	西奥	20,800	240	○	○	○	LP	
市民ふれあい広場	加佐	2,000	34	○	○	○	LP	
松が丘 (三木東中北側)	宿原	14,900	143	○	○	○	LP	
自由が丘北公園	吉田	11,100	163	○	○	○	都市	
緑が丘スポーツ公園	緑西2	11,000	128	○	○	○	都市	

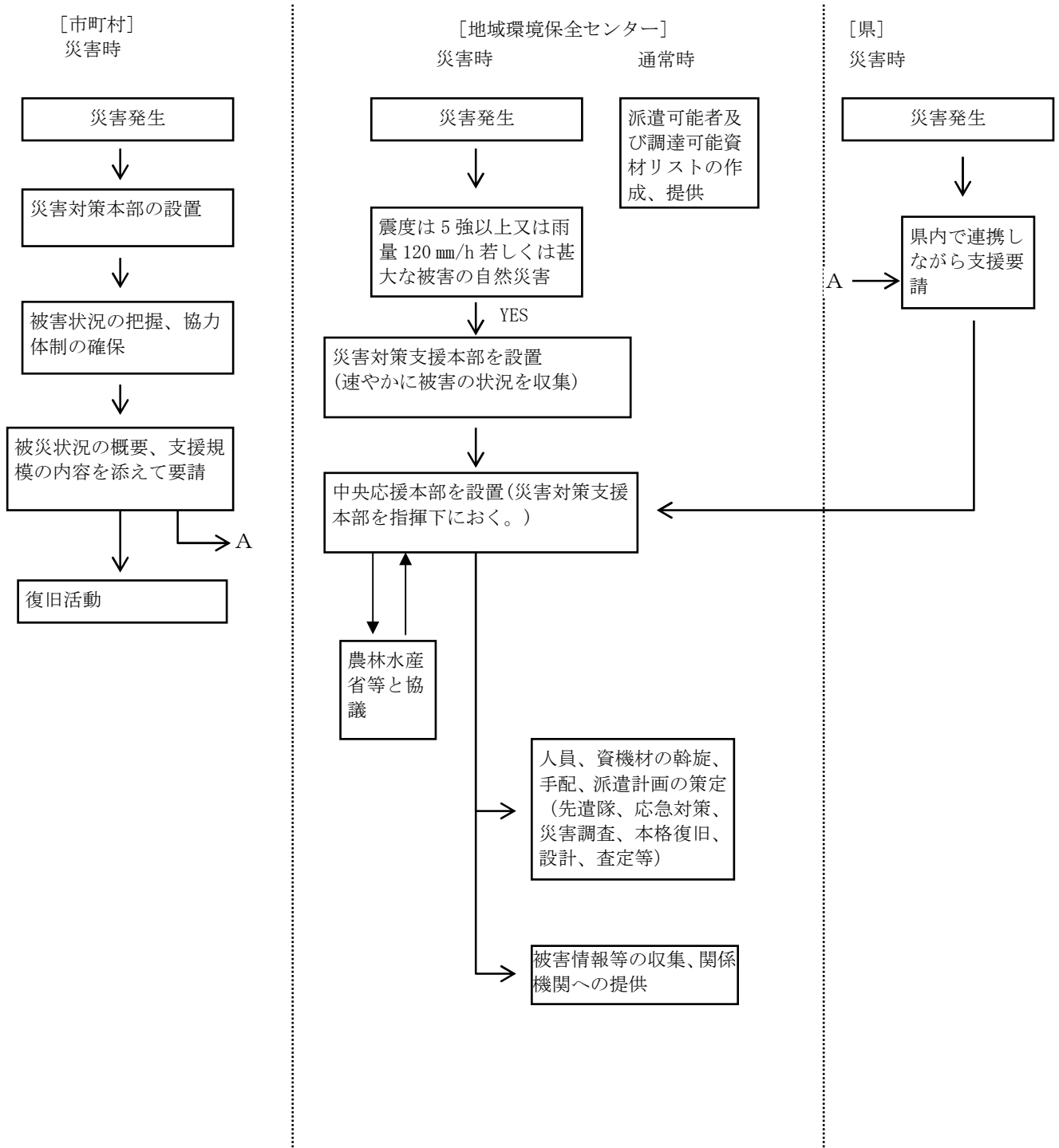
参考資料 48 救援物資受付場所一覧

施設名	所在地	電話	備考
市役所みっきいホール	三木市上の丸町 10-30	82-2000	
中央公民館	〃 本町 2 丁目 2-10	82-2007	
三木南交流センター	〃 福井 2484-9	83-1710	
別所町公民館	〃 別所町西這田 1 丁目 10	82-0072	
志染町公民館	〃 志染町井上 173	87-3814	
細川町公民館	〃 細川町豊地 55-1	86-2059	
口吉川町公民館	〃 口吉川町殿畑 144	88-0004	
緑が丘町公民館	〃 緑が丘町中 3 丁目 38	85-7011	
自由が丘公民館	〃 志染町西自由が丘 1 丁目 595	85-4700	
青山公民館	〃 志染町青山 3 丁目 15-2	87-1300	
吉川町公民館	〃 吉川町吉安 246	72-1577	

参考資料 49 下水道事業における災害時支援に関するルールのフロー



参考資料 50 農業集落排水事業における災害時支援に関するルールのフロー



参考資料 51 被害の認定基準

災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官）第 2 記入要領

区 分		説 明 内 容
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には当該しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これら施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
その他	田 の 流 失 、 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑 の 流 失 、 埋 没 及 び 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

区 分		説 明 内 容
そ の 他	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのもとの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	情 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、運航不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不通となった電話の回線数とする、
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被 害 金 額	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公立土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

参考資料 52 災害見舞金の支給内容（三木市）

1. 家屋被害に対する見舞金

被災区分	金額 (1世帯につき)	備考
全壊、全焼、流失	50,000円	寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので協同生活を営み各個人の生計の独立が認められないものについては、原則としてその寄宿舍等の全部を世帯とする。
半壊、半焼	30,000円	
床上浸水、土砂・竹木等の堆積による居住困難	30,000円	

2. 死亡弔慰金

被害程度	金額 (死者1人につき)	備考
死者	30,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・当該災害による死者が市内に住所を有する場合に限り、その遺族に対して支給する。 ・条例に基づく災害弔慰金の支給がある場合は、支給されない。

3. 寝具の給付

被災区分	枚数 (世帯構成員1人につき)	備考
全壊、全焼、流失	1枚	日本赤十字社から毛布の支給がある時は、支給しない。
半壊、半焼		
床上浸水、土砂・竹木等の堆積による居住困難		

(三木市災害見舞金等支給規則より)

参考資料 53 災害弔慰金の支給内容（三木市）

- ① 三木市に住所を有するものが、災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害で死亡した時、災害弔慰金の支給等に関する条例により災害弔慰金を支給する。

（災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）及び同法施行令（以下「令」という。）の規程に準拠する。）

- ② 支給対象者

支給順位は、死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。）を先にし、その他の遺族を後にする。なお、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母

なお、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合は、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に支給するものとする。

- ③ 災害弔慰金の額

ア 生計維持者 500 万円

イ その他の者 250 万円

- ④ 死亡の推定

法第 4 条の規定による。

- ⑤ 支給の制限

ア 死亡者の故意又は過大な過失により生じた場合。

イ 令第 2 条に規定する場合。

ウ 市長が支給を不相当と認めた場合。

条文 57 災害弔慰金の支給等に関する条例

参考資料 54 災害障害見舞金の支給内容（三木市）

市民が自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った時（その症状が固定した時を含む。）に下記に掲げる程度の障害がある時は、災害弔慰金の支給等に関する条例により当該市民に対して、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

1. 災害障害見舞金の額

- (1) 生計維持者 250 万円
- (2) その他の者 125 万円

2. 障害の程度

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 咀嚼やく及び言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重視する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

条文 57 災害弔慰金の支給等に関する条例

参考資料 55 災害援護資金の貸付内容（三木市）

貸付対象		貸付金額	貸付条件	返還方法											
① 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の異常な自然現象による災害で、災害救助法による救助が行われた災害により被害を受けた世帯 ② 貸付対象者 上記の被害を受けた世帯の世帯主 ③ 所得制限 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">世帯員</th> <th style="width: 85%;">市民税総所得金額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円未満</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>730万円+30万円×(世帯人数-4) 未満</td> </tr> </table> ただしその世帯の住居が滅失した場合には、1270万円とする。	世帯員	市民税総所得金額	1人	220万円未満	2人	430万円未満	3人	620万円未満	4人	730万円未満	5人以上	730万円+30万円×(世帯人数-4) 未満	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 ア 家財の被害金額がその家財の評価額の概ね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合 150万円 イ 家財の損害があり、且つ住居の損害がない場合 250万円 ウ 住居が半壊した場合 270(350)万円 エ 住居が全壊した場合 350万円 ② 世帯主の負傷がない場合 ア 家財の損害があり、且つ住居の損害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170(250)万円 ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250(350)万円 エ 住居の全体が滅失した場合 350万円	償還期限 10年 据置期限 3年 (令第7条第2項括弧書で定める場合は、5年) 利子 年 3% (据置期間は、無利子) 保証人 連帯保証人要 違約金 年 10.75%	半年賦償還 元利均等償還
	世帯員	市民税総所得金額													
	1人	220万円未満													
	2人	430万円未満													
	3人	620万円未満													
	4人	730万円未満													
	5人以上	730万円+30万円×(世帯人数-4) 未満													

※特別の事情がある場合は、()内の額とする。

条文 災害弔慰金の支給等に関する条例

参考資料 56 災害援護金の支給内容（兵庫県）

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	適用基準
自然災害	住家の全壊・全焼又は流失	200,000円 (1世帯につき)	① 県の区域内において発生した自然災害による1つの市町の区域内の被害数(※)が5以上あるとき。 ② 知事が特に必要があると認めたとき。
	住家の半壊又は半焼	100,000円 (1世帯につき)	
	住家の床上浸水	50,000円 (1世帯につき)	
	住家の一部損壊(損害割合10%以上)	50,000円 (1世帯につき)	
	重傷の被災者	30,000円 (1人につき)	
その他の災害	住家の全壊又は全焼	50,000円 (1世帯につき)	① 災害救助法による救助が実施されたとき。 ② 知事が特に必要があると認めたとき。
	住家の半壊又は半焼	30,000円 (1世帯につき)	

※備考

被害数は、被害を受けた世帯数により算定するものとし、住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯1世帯を1とし、半壊し、又は半焼した世帯1世帯を2分の1とし、床上浸水した世帯1世帯を3分の1として計算するものとする。

(兵庫県災害援護金等の支給に関する規則より)

参考資料 57 死亡見舞金の支給内容（兵庫県）

災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 200,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した県民1人につき 200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した県民1人につき 100,000円

備考：この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

(兵庫県災害援護金等の支給に関する規則より)

参考資料 58 被災者生活再建支援金の支給内容

1. 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村（同条第2項のみなし規定を含む）
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
※(4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
（合併した年と続く5年間の特例措置）

2. 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度	全壊 2.(1)に該当	解体 2.(2)に該当	長期避難 2.(3)に該当	大規模半壊 2.(4)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、上記金額の4分の3の額となる。

※ 申請期間： (1)基礎支援金 災害発生日から13月以内
(2)加算支援金 災害発生日から37月以内

（内閣府防災情報のページより）

参考資料 59 生活福祉資金の貸付内容（兵庫県社会福祉協議会）

資金の種類	貸付限度	利率（年利）	据置期間	償還期間
福祉資金 (災害を受けたことにより 臨時に必要となる経費)	150万円以内	無利子（連帯保証人有） 1.5%（連帯保証人無）	1年以内	7年以内

災害により被災した世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律「昭和48年法律第82号」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。）

申請窓口：三木市社会福祉協議会

参考資料 60 兵庫県住宅再建共済制度の内容（フェニックス共済）

①住宅再建共済制度

区 分		本 体	特 約	
		半壊以上を対象とした制度		一部損壊を対象とした制度 (損害割合 10%以上)
運用開始		平成 17 年 9 月	平成 26 年 8 月	
対象の建物		全ての私有住宅 (併用住宅、賃貸住宅を含む)	本体制度に加入している私有住宅 (併用住宅、賃貸住宅を含む)	
加入者		住宅の所有者	本体制度加入者	
対象災害		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金		1 戸につき年額 5,000 円 (加入初年度は月額 500 円 (上限 5,000 円))	1 戸につき年額 500 円 (加入初年度は月額 50 円 (上限 500 円))	
共 済 給 付 金	再建等給付金		600 万円	25 万円
	補 修 給 付 金	全壊	200 万円	—
		大規模半壊	100 万円	—
		半壊	50 万円	—
		一部損壊	—	25 万円
居住確保給付金		10 万円	10 万円	
その他		① 複数年一括支払 (H18.9～) ② クレジットカード支払 (H18.9～) ③ インターネット申込み (H18.10～) ④ 郵便局での加入申込書取次ぎ (H19.2～)	①複数年一括払 ②クレジットカード支払 ③インターネット申込み (H26.8～) ④郵便局での加入申込書の取次ぎ	

注) 1 県外での再建・購入の場合は、上記の 1 / 2 の給付とする。

2 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(1) 再建等給付金の給付は、県内での再建・購入に限る。

(2) 居住確保給付金は給付されない。

②マンション共用部分共済制度

区 分	本 体		特 約	
	半壊以上を対象とした制度		一部損壊を対象とした制度 (損害割合 10%)	
運用開始	平成 19 年 10 月		平成 26 年 8 月	
対象の建物	マンションの共用部分 (1 棟単位)		本体制度に加入しているマンションの共用部分	
加入者	マンションの管理者等		本体制度加入者	
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害			
共済負担金	年額 2,400 円×住戸数 (月額 200 円×月数×住戸数)		年額 250 円×住戸数 (月額 25 円×月数×住戸数(上限 250 円×住戸数))	
共 済 給 付 金	再建等給付金		300 万円×新築マンションの住戸数 (加入時の住戸数が上限)	
	補 修 給 付 金	全壊	100 万円×加入時の住戸数	
		大規模半壊	50 万円×加入時の住戸数	
		半壊	25 万円×加入時の住戸数	
		一部損壊	—	
その他		複数年一括支払		

(注) 県外での再建・購入の場合は、上記の 1/2 の給付とする。

③家財再建共済制度

区 分	床上浸水（水害以外は半壊）以上を対象とした制度	
運用開始	平成 22 年 8 月	
対象の家財	住宅に存する家財（併用住宅、賃貸住宅等を含む）	
加入者	住宅の所有者。ただし、賃貸住宅については賃借人が加入。	
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害	
共済負担金	住宅再建共済制度加入者	住宅再建共済制度非加入者
	1 戸につき年額 1,000 円 （加入初年度は月額 100 円（上限 1,000 円））	1 戸につき年額 1,500 円 （加入初年度は月額 150 円（上限 1,500 円））
共 済 給 付 金	全壊で補修・購入	50 万円
	大規模半壊で 補修・購入	35 万円
	半壊で補修・購入	25 万円
	床上浸水で補修・ 購入	15 万円
その他	①複数年一括支払 ②クレジットカード支払 ③インターネット申込み ④郵便局での加入申込書の取次ぎ	

【申込・問合せ先】

公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金コールセンター

T E L : 078-362-9400（平日 9 : 00～17 : 00）

H P : <http://phoenix.jutakusaiken.jp/index.html>